

担い手三法等の一部改正について

～関東地方整備局
並びに営繕工事に係る内容～

令和8年6月5日

国土交通省 関東地方整備局

営繕部 官庁施設管理官

田中 幸一



目 次

- I . 担い手三法等の一部改正について
- II . 関東地方整備局 令和8年度
入札・契約、総合評価の実施方針（抜粋）
- III . 営繕工事における主な取組について

I. 担い手三法等の一部改正について

担い手3法のこれまでの改正経緯

品確法
(平成17年制定)

Point

価格のみでなく品質を加味した総合評価の導入



建設業法・入契法
(昭和24年制定)(平成12年制定)

Point

建設工事の適正な施工の確保・公共工事の入札契約の適正化



平成26年 担い手3法

Point

発注者は、受注者が適正な利潤を確保できるようにすること
従事する者の賃金その他の労働条件、労働環境の改善

※5年後見直し規定あり(附則第2項)

5年後

Point

ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

※5年後見直し規定あり(附則第8条)

5年後

令和元年 新・担い手3法

Point

元請は、下請が利潤・工期を確保できる発注をすること

※5年後見直し規定あり(附則第2項)

5年後

Point

働き方改革に向けた適正な工期の確保

※5年後見直し規定あり(附則第8条)

5年後

令和6年 第3次・担い手3法

Point

担い手の休日・賃金の確保と地域建設業等の維持

※5年後見直し規定あり(附則第2項)

Point

労働者の処遇改善と価格高騰時の労務費へのしわ寄せ防止

※5年後見直し規定あり(附則第5条)

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手3法を改正

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ● 能力に応じた処遇 ● 多様な人材の雇用管理の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準労務費の確保と行き渡り ● 建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> ● スライド条項の適切な活用（変更契約） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資材高騰分等の転嫁円滑化 <ul style="list-style-type: none"> - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 休日確保の促進 ● 学校との連携・広報 ● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ● 測量資格の柔軟化【測量法改正】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工期ダンピング防止の強化 ● 工期変更の円滑化
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ● 新技術の予定価格への反映・活用 ● 技術開発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT指針、現場管理の効率化 ● 現場技術者の配置合理化 	
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な入札条件等による発注 ● 災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入） 	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇公共工事品質確保法等の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 発注担当職員の育成 ● 広域的な維持管理 ● 国からの助言・勧告【入契法改正】 	

国土交通省HP

English

国土交通省

文字サイズ変更 標準 拡大 音声読み上げ・ルビ振り 検索方法 サイトマップ

ホーム 国土交通省について 報道・広報 政策・法令・予算 オープンデータ・統計 お問い合わせ・申請

土地・不動産・建設業

土地・不動産・建設業

土地・不動産・建設業トップ 土地 不動産 建設業 国際展開

ホーム > 政策・仕事 > 土地・不動産・建設業

当局的業務キーワード

- 地価公示 **NEW!**
- 都道府県地価調査
- 地価LOOKレポート
- 所有者不明土地・管理不全土地等対策 **NEW!**
- 公共用地的取得制度
- 不動産取引価格情報
- 不動産の鑑定評価
- 不動産鑑定士試験
- 不動産鑑定業者の事業実績（事業実績報告書の作成）

土地収用

地理空間情報

建設分野

- 女性の活躍
- 労務価値
- 建設工事従事者安全健康確保推進会議
- 技能労働者処遇改善
- 社会保険加入対策
- 建設分野の外国人労働者受け入れ
- 建設キャリアアップシステム
- 能力評価制度

建設業・宅建業等

- 業者検索
- 各種申請関係
- 業者数（建設・宅建）
- 国際展開支援
- 海外建設・不動産市場データベース

トピックス

- 土地関係 **令和8年地価公示について（2026/03/17）** **NEW!**
- 土地関係 「空き地の適正管理及び利活用に関するガイドライン」を公表（2025/4/1）
- 土地関係 「土地基本方針」の変更を閣議決定（2024/6/11）
- 土地関係 「不動産情報ライブラリ」の運用を開始しました（2024/4/1） **NEW!**
- 不動産業 賃貸住宅管理業法 法律の解釈・運用の考え方を改正します！（2023/3/31） **NEW!**
- 不動産業 「不動産取引情報提供サイト（RMI）」を改修・改善します（2022/5/25）
- 建設業 「技術検定の受検資格見直し」及び「一般建設業許可の営業所専任技術者の要件の緩和」について（2023/11/9） **NEW!**
- 建設業 「入契法適正化指針」の一部変更について（閣議決定）（2022/5/20）
- 建設業 建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画を公表しました（2024/07/24） **NEW!**

お知らせ

- 任期付職員（行政書士又は社会保険労務士）の募集について（国際市場課 主査）
- 任期付職員（土地家屋調査士）の募集について（地理空間情報課 地籍整備室 係長）（～2025.11.14）
- 効率的・効果的に地籍調査事業に取り組む団体を表彰します～「ミチセキアワード」の創設・募集開始！～（2025/9）
- 不動産鑑定評価のホームページをリニューアルしました
- 令和9年地価公示鑑定評価員の応募要領について（2026/2/6～）
- 持続可能な建設業に向けた現場整備検討会（2022/8～）
- 新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について -- 品確法改正について -- 建設業法・入契法改正について
- 空き家・空き地等の流通の活性化の推進について（2024/3）
- 公共事業の円滑な施工確保対策について（2022/4）
- 【国土交通省・厚生労働省 共同プレスリリース】建設業の人材確保・育成に向けた取組に関する令和8年度予算案の概要をとりまとめました（2025/12）
- 建設市場整備推進事業費補助金～「地域の守り手」となる建設業のICT活用促進～について新たな補助事業を開始しました。（2025/12）
- 労務費に関する基準ポータルサイトのサービス提供を開始しました（2025/12）
- 第三次・担い手3法ポータルサイトのサービス提供を開始しました（2025/12）
- 中東市場に特つ建設業分野における対応状況を掲載しました。（2026/4）

基本情報

- 報道発表資料 **閲覧**
- 組織の概要
- 予算・土地税制
- 白書（土地白書）
- アーカイブ
- 審議会・委員会
- 国土審議会
- 社会資本整備審議会
- 中央建設業審議会
- 土地鑑定委員会
- その他
- 法律等の改正
- 国家試験関係

地籍調査

建設・不動産企業の国際展開支援施策

海外建設・不動産市場データベース

不動産の価格検索

JAPANコンストラクションアワード

地理情報システム(GIS)

不動産情報ライブラリ

不動産鑑定評価

ミチセキアワード2025

地籍調査から始まる地域のミライ

労務費に関する基準、第三次・担い手3法ポータルサイト



労務費に関する基準ポータルサイト

労務費に関する基準ポータルサイトとは、労務費に関する基準の概要をはじめ、労務費の基準値、その他関連する施策についての情報をご覧になることができる国土交通省のポータルサイトです。

新着情報

- 2025年3月31日
「CCUSレベル別年取」を改定しました。 >
 - 2025年3月31日
「労務費の基準値」を追加・更新しました。 >
 - 2025年3月30日
「労務費に関する基準ポータルサイト」の一部URL変更について。 >
 - 2025年3月26日
「材料費等記載見積書における「子ども・子育て支援金」の取扱いについて」の事務連絡を发出了しました。 >
- [一覧を見る >](#)

労務費に関する基準とは

<p>基準の概要(資料)</p>	<p>基準の概要(動画)</p>	<p>基準を踏まえた取引の考え方</p>	<p>よくあるご質問</p>
------------------	------------------	----------------------	----------------

労務費の基準値

<p>都道府県から探す</p> <p>マップから探す</p> <p>都道府県一覧から探す</p>	<p>職種分野から探す</p> <p>職種分野から探す</p> <p>フリーワードで探す</p>
--	--

関連施策

<p>「CCUSレベル別年取」とは</p>	<p>「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」とは</p>	<p>「建設工事標準請負契約款」の概要</p>
<p>「労務費ダンピング調査の実施」について</p>	<p>建設業法違反のおそれがある取引行為への対応</p>	<p></p>

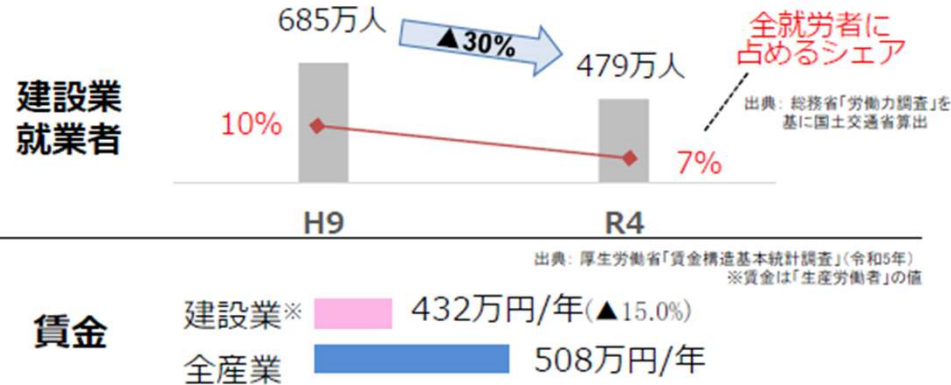


法人番号2000012100001
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 (代表電話) 03-6253-8111

- トップ
- 新着情報
- 労務費に関する基準
- 基準の概要(資料)
- 基準の概要(動画)
- 基準を踏まえた取引の考え方
- よくあるご質問
- 労務費の基準値
- マップから探す
- 都道府県一覧から探す
- 職種分野から探す
- フリーワードで探す
- 関連施策
- 「CCUSレベル別年取」とは
- 建設技能者を大切にする企業の自主宣言とは
- 「建設工事標準請負契約款」の概要
- 「労務費ダンピング調査」の実施について
- 建設業法違反のおそれがある取引行為への対応

Copyright© 2025 MILT Japan. All Rights Reserved.

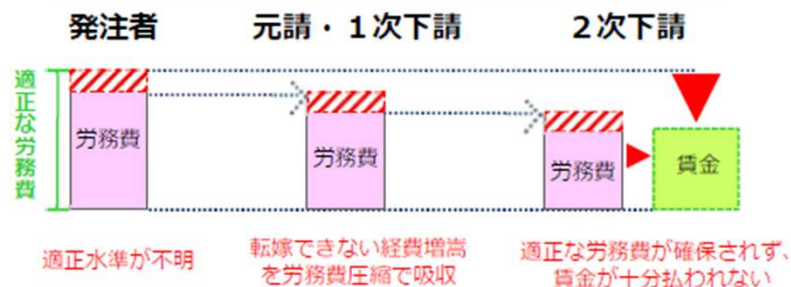
技能者の処遇を巡る建設業界の現状



- 建設業の中長期的な担い手を確保するため、**技能や屋外**を中心とする厳しい労働環境に見合った賃金への引き上げ等の処遇改善が必要。
- 一方、建設工事の請負契約の特性(※)を背景として、重層下請構造の下、**労務費(賃金の原資)**は、**技能者を雇用する下請業者まで適正に確保されていない**。
- 建設業の特性に対応し、**請負契約において適正な労務費を確保し、技能者に支払われるための新たなルールが必要**。

(※)総価一式での契約慣行の中、**労務費の相場が分かりづらい、材料費よりも削減が容易、技能者の処遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利**等

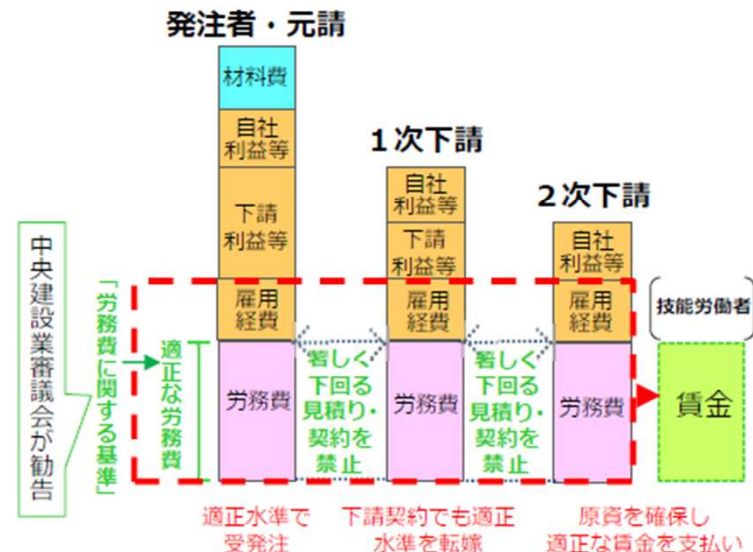
建設工事請負契約に係る特有の課題



建設工事の請負契約に係る新たなルールの導入

- 労働者の知識、技能その他の能力の評価に基づく賃金支払等の処遇確保を建設業者に努力義務化(建設業法25条の27)。
- 中央建設業審議会が「**労務費に関する基準**」を作成(同法34条)し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。また、**労務費等を内訳明示した「材料費等記載見積書」の作成を努力義務化**(同法20条)。
- 併せて、**基準を著しく下回る見積り・契約締結を禁止**(同法20条、19条の3)し、**違反した業者は指導・監督**(同法28条)、**発注者は勧告・公表**(同法20条)の対象。
- これらにより、**適正な労務費が**、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において**確保され、技能者の賃金として支払われることを図る**。

労務費確保のイメージ



建設業者のみなさまへ 国土交通省

労務費

令和7年12月より新ルールが導入
に関する基準がスタート

適正な労務費を確保し、業界全体で未来の担い手を育てていくため、**令和7年12月より「労務費に関する基準」ルールが導入**されます。

詳しくはコチラをご覧ください

▶ **担い手確保に向けた課題**

◎建設業では、担い手の減少と高齢化が深刻な課題となっています。若い世代に選ばれる産業となるためには、他産業と比べて低い賃金水準や長時間労働といった職人の就労環境の改善が大きな課題となっています。

<図1> 建設業の就業者数

年	就業者数	全産業に占める割合
1997年	685万人	10%
2024年	477万人	7%

出典：総務省「労働力調査」(令和6年)を基に国土交通省作成

<図2> 就業者の年齢層

年齢層	全産業	建設業
60歳以上	21.9%	25.8%
29歳以下	16.9%	11.7%

出典：総務省「労働力調査」

<図3> 建設業の賃金(年間)

業種	賃金(年間)
全産業	527万円
建設業	443万円

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和6年)、労働政策研究・研修機構「建設業の賃金」

▶ **労務費(職人の賃金の原資)の確保に向けて**

◎職人の就労環境の改善のためには、賃上げによる処遇改善が必要であり、また、建設企業が賃上げの原資となる労務費を適正に確保できるようにすることが不可欠です。

◎一方、これまで守られるべき適正な労務費(職人に支払われるべき賃金の原資)の水準が明らかでなかったこと等により、労務費が現場まで行き渡りにくい状況にあったことを踏まえ、改正建設業法により、令和7年から「労務費に関する基準」に基づく新たな取引ルールが導入されました。

<図4> これまでの労務費の行き渡りイメージ

<発注者> <元請・中間下請> <下請>

適正な労務費

適正水準が不明

配分できない経費増加を労務費負担で吸収

適正な労務費が確保されず、賃金が十分払えない

労務費

賃金

建設工事の見積書様式例

徹底書き方ガイド (運用編)

令和8年3月
国土交通省不動産・建設経済局

第三次・担い手3法ポータルサイト

令和6年6月、持続可能な建設業の実現のために、「担い手確保」、「生産性向上」、「地域における対応力の強化」を目的に「第三次・担い手3法」が成立しました。

※担い手3法とは、「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を指します。



改正の背景

建設業は、社会資本の整備・管理の主体であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。

建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保のため、これまでも平成26年及び令和元年に、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律を一体として改正し、10年間で様々な成果が得られました(平成26年:「担い手3法」、令和元年:「新・担い手3法」)。

しかしながら、昨今、厳しい就業環境を背景に、依然として建設業への就業者の減少が続いており、建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるようにするためには、現場の担い手の確保に向けた対策を強化することが急務となっています。

そのような中で、持続可能な建設業の実現と、そのために必要な担い手の確保を目的とする「第三次・担い手3法」が令和6年に成立しました。

5分で分かる改正のポイント

注文者向け



受注者向け



改正の背景

- > 技能者等の推移
- > 建設業就業者の高齢化の進行
- > 賃金の推移
- > 主要建設資材の価格推移
- > 資材価格高騰分の転嫁状況
- > 産業別年間出勤日数
- > 月あたりの平均残業時間
- > 建設業における平均的な休日の取得状況

価格転嫁

- > 資材高騰時の契約変更方法に関する事前合意
- > おそれ情報の提供
- > 資材高騰時の契約変更協議への誠実な対応

関連施策

- > 「建設業法令遵守ガイドライン」
- > 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」

本改正の全体像

- > これまでの改正経緯

働き方改革

- > 工期ダンピング対策の強化
- > 工期変更の協議円滑化

関連施策

- > 働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進事業のモデル事業事例集
- > 工期に関する基準
- > 労働基準法の制度概要
- > 変形労働時間制

処遇改善

- > 労働者の処遇確保
- > 適正な労務費等の確保
- > 受注者に対する原価割れ契約の禁止

関連施策

- > 労務費に関する基準
- > 労務費に関する基準の運用方針(ガイドライン)
- > 労務費に関する基準ポータルサイト
- > ダンピング受注の防止について
- > 建設Gメン

生産性向上

- > 専任現場の兼任
- > 営業所技術者等の専任現場兼務
- > ICTを活用した現場管理の効率化

関連施策

- 情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針(ICT指針)
- > 監理技術者制度運用マニュアル

関連情報

労務費に関する基準についてはこちら

- > 労務費に関する基準ポータルサイト

働き方改革についてはこちら

- > 働き方改革ポータルサイト

建設業の法令遵守についてはこちら

- > 建設業法令遵守ポータルサイト

改正法に関する資料はこちら

- > 説明会資料

- > 法律

- > 政令

- > 省令

- > ガイドライン

- > 法定指針・告示

- > 参考書式

- > 事例集

- > 補助金

5分でわかる改正のポイント (受注者向け)

受注者に求められるポイントをまとめています



改正によって受注者に求められる内容

第三次・担い手3法では、労働者の処遇確保を受注者に努力義務化したほか、著しく低い労務費の見積りや原価割れ契約を禁止しています。また、資材価格の高騰分の転嫁協議円滑化のため、契約前のルールとして資材価格の高騰の「おそれ情報」を注文者に通知することを義務としています。働き方改革の観点では、これまで注文者のみに禁じていた著しく短い工期による契約を新たに受注者にも禁止するなど施策を強化しています。

受注者が理解すべき6つのポイント

01 [改正の背景](#)

02 [本改正の全体像](#)

03 [処遇改善](#)

04 [価格転嫁](#)

05 [働き方改革](#)

06 [生産性向上](#)

改正の背景

インフラ整備の担い手・地域の守り手として重要な役割を果たしている建設業ですが、他産業よりも低い賃金や、長い就労時間などにより、担い手の確保が困難な状況です。将来にわたってもその重要な役割を果たし続けられるよう、「第三次・担い手3法」が成立しました。

- > [技能者等の推移](#)
- > [建設業就業者の高齢化の進行](#)
- > [賃金の推移](#)
- > [主要建設資材の価格推移](#)



処遇改善

労働者の処遇確保が努力義務となっており、適正な労務費等の確保と行き渡りのために著しく低い労務費等による見積りが禁止されています。また、総価での原価割れ契約を禁止しています。

- > [労働者の処遇確保](#)
- > [適正な労務費等の確保](#)
- > [受注者に対する原価割れ契約の禁止](#)



価格転嫁

資材価格の高騰分の転嫁協議円滑化のため、契約前のルールとして資材価格の高騰の「おそれ情報」を注文者に通知することを義務としており、契約後に資材価格の高騰等が顕在化した場合、注文者に請負代金等の変更を協議できることとなります。

- > [資材価格の高騰時の契約変更方法に関する事前合意](#)
- > [おそれ情報の提供](#)
- > [資材価格の高騰時の契約変更協議への誠実な対応](#)



働き方改革

これまで注文者のみに禁じていた著しく短い工期による契約を新たに受注者にも禁止しています。また、工期の変更協議円滑化のため、契約前のルールとして資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知することを義務としており、契約後に資材の入手困難等が顕在化した場合、注文者に工期の変更を協議できることとなっています。

- > [工期ダンピング対策の強化](#)
- > [工期変更の協議円滑化](#)



労務費ダンピングを防止するための 公共発注者向けガイドライン

令和7年12月

国土交通省 不動産・建設経済局

目次

1. はじめに.....	1
2. 公共工事における入札金額の内訳の提出.....	3
2-1 内訳書に記載すべき内容.....	4
2-2 内訳書の様式（例）.....	12
3. 「労務費ダンピング調査」の実施.....	22
3-1 背景.....	22
3-2 実施方法.....	23
3-3 「一定水準」の設定方法.....	31
3-4 理由の確認.....	32
3-5 建設Gメン通報.....	36
3-6 調査例.....	39
4. Q&A.....	49
4-1 労務費ダンピング調査の概要について.....	49
4-2 労務費ダンピング調査の方法について.....	50
4-3 労務費ダンピング調査での理由の確認や建設Gメンへの通報について.....	52
4-4 労務費の基準について.....	53
5. 参考資料等.....	55
5-1 公共工事設計労務単価.....	55
5-2 標準的な労務構成割合の算出方法.....	63
5-3 その他の係数.....	66

令和8年4月1日以降公告する案件の取り扱い

- 令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から、工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載をお願いしているところです。
- これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)(以下、「入契法」といいます。)第12条の趣旨を踏まえたものですので、入札参加者さまにおかれましては、この内容について、適切に計上し記載をお願いいたします。
- ただし、当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の①②の場合は、以下の通り記載ください。※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。
 - ① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
 - ② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。
- 上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限りです。

(工事費内訳書(土木工事)への記載イメージ)

費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額

(直接工事費のうち、材料費 **** (一部のみ計上) 円)

(直接工事費のうち、労務費 算出不能 円)

(現場管理費のうち、法定福利費 **** 円)

(現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 **** 円)

(工事原価のうち、安全衛生経費 **** 円)

○ 「未記入」「事項無し」は原則として無効の入札として取り扱います。

○ すべてを計上できない場合、「算出不能」「計上不可」等その旨がわかるように、また、一部のみ計上できない場合はその旨記載し、計上可能な分のみ記載ください。

★記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は原則として無効の入札として取り扱います。

繰り返しになりますが、これは入契法第12条の趣旨を踏まえたものですので、ご理解いただき、何卒ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和〇〇年〇月〇日

支出負担行為担当官
 関東地方整備局長
 ○ ○ ○ ○ 殿

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 〇〇県〇〇市〇〇番
 商号又は名称 〇〇建設株式会社
 代表者 代表取締役社長
 ○ ○ ○ ○

工事費内訳書

工事名：○○○○電気設備工事

工事内訳

名称	数量	単位	金額	備考
直接工事費	1	式	〇,〇〇〇,〇〇〇	
計			〇,〇〇〇,〇〇〇	
共通費				
共通仮設費	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
現場管理費	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
一般管理費等	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
計			〇〇〇,〇〇〇	
工事価格	1	式	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	

(直接工事費のうち、材料費 円) ※1

(直接工事費のうち、労務費 円) ※1

(工事原価※2のうち、法定福利費) ※1

(工事原価※2のうち、安全衛生経費 円) ※1

(現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金 円) ※1

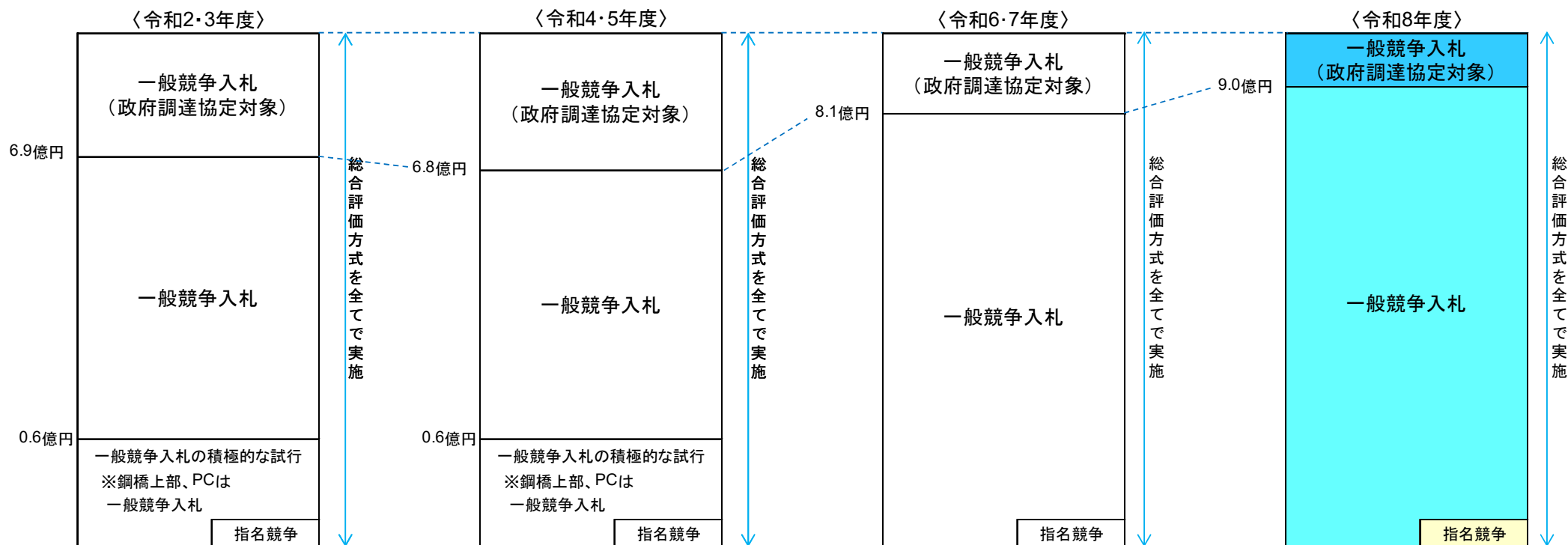
※1 括弧内の材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費及び建設業退職金共済制度の掛金については、別紙としてもよい。

※2 工事原価とは、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費の合計をいう。

Ⅱ. 関東地方整備局 令和8年度 入札・契約、総合評価の実施方針(抜粋)

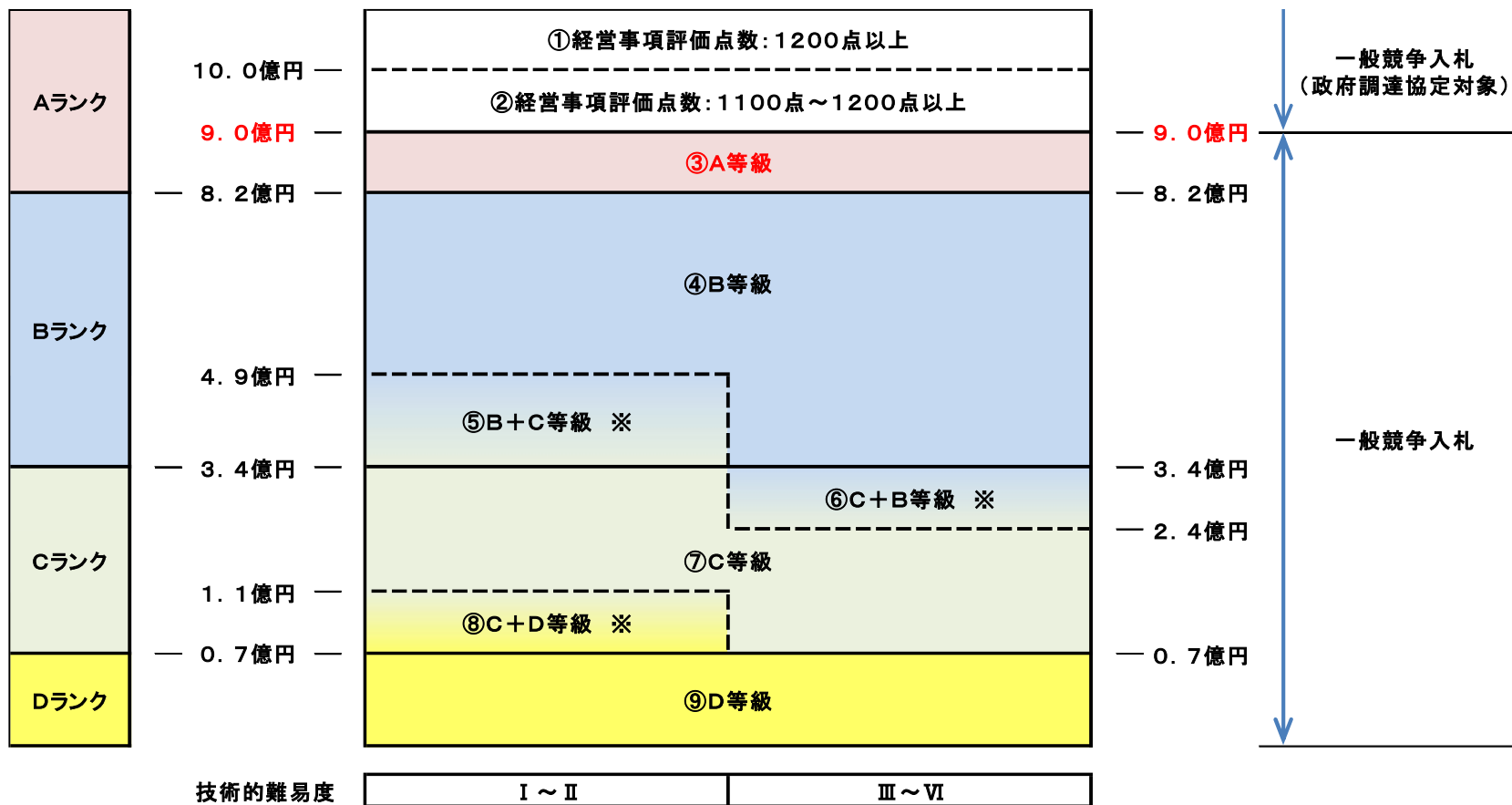
【入札・契約】

1. 一般競争入札(政府調達協定対象)
対象金額は9.0億円以上
2. 一般競争入札
原則、1. を除く全ての工事
3. 通常指名競争入札は、引き続き原則廃止(災害等除外)
4. 総合評価落札方式
原則全ての工事を実施
※ただし、緊急工事や工事成績を付けない作業(工事)については、除くことも可能



《見直し》

<一般土木工事及び建築工事の場合>



<地域要件(本店等の所在地)>

- ①,②: WTO対象のため地域要件は付さない。
- ③,④: 関東管内に本店・支店・営業所
- ⑤: B業者については関東管内に本店・支店・営業所
C業者については施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店
- ⑥: C業者については施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店・支店・営業所
B業者については施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店・支店・営業所
- ⑦: 施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店・支店・営業所
- ⑧: C業者、D業者ともに施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店
- ⑨: 施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店

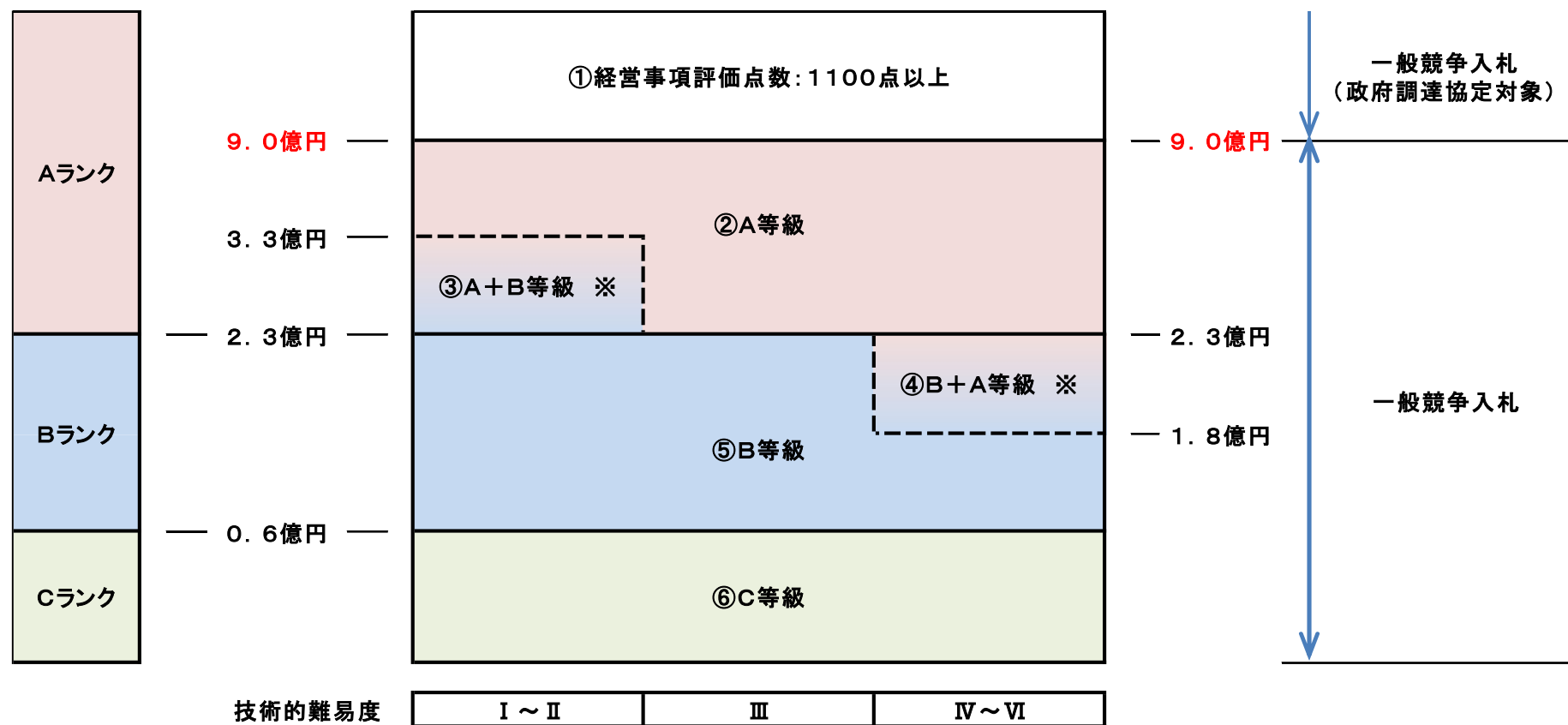
※工事請負業者選定事務処理要領の第16二、三において直近下位及び直近上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
※平成11年・12年度の資格審査より積極的に位置付けされた運用。

※競争性が十分に確保(対象業者数が概ね20者以上)されない場合は、以下のような運用も可能とするが、適用する場合は技術調査課と調整を行うものとする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 施工都県周辺都県等を対象とすることも可能
- ・本店縛り: 本店(本社)・支店・営業所を対象とすることも可能

《見直し》

＜電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

- ① : WTO対象のため地域要件は付さない
- ②、③ : 関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所
- ④～⑥ : 施工都県内(又は施工箇所等から〇〇km以内)に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所

※工事請負業者選定事務処理要領の第16二、三において直近下位及び直近上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
※平成11年・12年度の資格審査より積極的に位置付けされた運用。

※競争性が十分に確保(対象業者数が概ね20者以上)されない場合は、以下のような運用も可能とするが、適用する場合は技術調査課と調整を行うものとする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 施工都県周辺都県等を対象とすることも可能
- ・本店縛り: 本店(本社)・支店・営業所を対象とすることも可能

	R7年度	R8年度～	
	関東地方整備局	関東地方整備局	本省
低入札調査制度	1千万円以上 (原則全工事種別)	1千万円以上 (原則全工事種別)	1千万円以上 (原則全工事種別)
低入札調査制度 (特別重点調査) [試行]	6千万円以上 (原則全工事種別、一般競争) (港湾空港関係は、1千万円以上 全工事種別) 6千万円未満は試行	1千万円以上 (原則全工事種別)	1億円以上 (全工事種別) 1億円未満は試行
施工体制確認型 総合評価落札方式 [試行]	1千万円以上 (原則全工事種別、一般競争)	1千万円以上 (原則全工事種別)	1億円以上 (全工事種別) 1億円未満は積極的活用
入札ボンド	3.4億円以上 (一般土木、建築) 6.8億円以上 (一般土木、建築以外)	3.4億円以上 (一般土木、建築) 8.1億円以上 (一般土木、建築以外)	3.4億円以上 (一般土木、建築) 8.1億円以上 (一般土木、建築以外)

		← 施工能力を評価する		→ 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →				
		施工能力評価型		技術提案評価型				
		企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	特に配慮すべき事項への施工上の工夫について、提案を求める工事	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合	
提案内容		求めない (実績のみで評価)	施工計画	特に配慮すべき事項に対する施工上の工夫に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案		
評価方法		可・不可の二段階で評価		点数化				
ヒアリング		実施しない	必要に応じて実施 (施工計画の代替も可)	必要に応じて実施	必須			
段階選抜		実施しない		必要に応じて実施	必須			
予定価格		標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	新技術、資材、機械、工法等に係るコストは予定価格には入れない	技術提案に基づき作成		
		II型	I型	S型	SI型	AIII型	AII型	AI型

《4月見直し》

適用対象：令和8年4月1日以降に**公告**する、総合評価落札方式によるすべての調達。

入札公告(公示)

「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価（賃金引き上げ表明は①事業年度※単位又は②年暦単位での表明）
 ①大企業 3%以上 ②中小企業1.5%以上 ※①事業年度は契約を行う予定の年の4月以降に開始するもの
 加算点＝従来の加算点＋賃上げ加算点(加算点の3%以上)

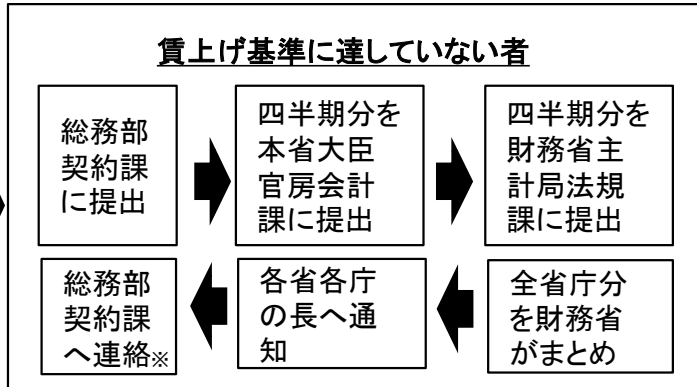
入札、落札決定

落札者が賃上げ加算点で
加点なし

落札者が賃上げ加算点で
加点あり

加点を受けた落札者が以下の書類作成後に総務部契約課へ提出（賃上げの実績の確認）

- ①年度単位による賃上げ表明
法人事業概況説明書(又は税務申告の作成書類)
- ②年単位による賃上げ表明
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表



※大企業の者
 契約担当官等から通知された日から1年間
国土交通省直轄工事・建設コンサルタント業務等の総合評価落札方式の調達の全てに対して加点より大きな割合の減点(加点に1点を加えた減点)

※中小企業等の者
 契約担当官等から通知された日から1年間
政府調達の総合評価落札方式の調達の全てに対して加点より大きな割合の減点(加点に1点を加えた減点)

※契約担当官等から、賃上げ基準に達していない企業に減点措置の通知

■適用対象

令和8年4月1日以降に公告する、総合評価落札方式によるすべての調達。

■総合評価方式別の加点措置

⇒加算点の合計の3%以上の整数となるよう配点を設定

①技術提案評価型S型等

加算点：60点 ⇒ 加算点 (60) + 賃上げ (2) + WLB (1or0.5) = 63 (or62.5)
(賃上げの配点割合：2/63 ⇒ 3.2%)

②施工能力評価型I型、II型

加算点：40点 ⇒ 加算点 (40) + 賃上げ (2) + WLB (1or0.5) = 43 (or42.5)
(賃上げの配点割合：2/43 ⇒ 4.7%)

加算点：30点 ⇒ 加算点 (30) + 賃上げ (1) + WLB (1or0.5) = 32 (or31.5)
(賃上げの配点割合：1/32 ⇒ 3.1%)

加算点：20点 ⇒ 加算点 (20) + 賃上げ (1) + WLB (0.5) = 21.5
(賃上げの配点割合：1/21.5 ⇒ 4.7%)

③企業実績評価型（フレームワークモデル工事、公募型指名競争入札）

従来の加算点：10点 ⇒ 加算点 (10) + 賃上げ (1) + WLB (0.5) = 11.5
(賃上げの配点割合：1/11.5 ⇒ 8.7%)

《4月見直し》

- 1) 技術評価点の加算点の評価項目は、技術提案、企業の能力等、技術者の能力等、賃上げの実施に関する評価及びワークライフバランス関連認定企業の評価とし、加算点合計及びその内訳は、「配点割合」のとおりとする。
- 2) このうち、「企業の能力等」と「技術者の能力等」の配点割合は同じことを基本とするが、「技術者の能力等_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は「技術者の能力等」の配点を半分とする。(選択)
- 3) 加算点の算出方法は、各評価項目の評価点(素点)の合計点で技術評価する素点計上方式を採用する。
- 4) 地域密着工事型の地域精通度・貢献度等については、企業の能力等の中で評価し、配点は8点とする。

<配点割合>

■ 施工能力評価型 I型・II型

(競争参加資格対象)	総合評価対象 40《30》※3(30)※4		総合評価対象 2《1》※3(1)※4	総合評価対象 1※5
施工計画	企業の能力等※2 20《20》※3(15)※4	技術者の能力等 20《10》※3(15)※4	賃上げの実施に関する評価 2《1》※3(1)※4	WLB関連認定企業の評価 1※5

- ※1 施工計画は、二段階で評価し、原則、「可」か「不可」のみを審査し、点数化しない(施工能力評価型I型)。
- ※2 地域密着工事型の地域精通度・貢献度等については、企業の能力等の中で評価し、配点は8点とする。
- ※3 《 》の配点は、「技術者の能力等_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は「技術者の能力等」の配点を半分とし、《 》内の点数とする。
- ※4 ()の配点は、施工体制確認型でない場合とし、()内の点数とする。
- ※5 一般土木工事B等級(単独)以上及び建築工事B等級(単独)以上の場合1点、それ以外の工事は0.5点

■ 技術提案評価型 S型

(WTO以外)	総合評価対象 60(50)※1			総合評価対象 2(2)※1	総合評価対象 1※3
	段階的選抜対象 30(20or30)※1				
技術提案 30(30or20)※1	企業の能力等 15(10or15)※1	技術者の能力等 15(10or15)※1	賃上げの実施に関する評価 2(2)※1	WLB関連認定企業の評価 1※3	
(WTO対象)	総合評価対象 60(50)※1※4	段階的選抜対象 30		総合評価対象 2(2)※1	総合評価対象 1※3
技術提案 60(50)※1※4	企業の能力等※2 15	技術者の能力等※2 15	賃上げの実施に関する評価 2(2)※1	WLB関連認定企業の評価 1※3	

- ※1 ()の配点は、施工体制確認型でない場合とし、()内の点数とする。
- ※2 WTO対象工事で段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」及び「技術者の能力等」は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、ヒアリング及び施工体制(選択)のみを評価項目とすることを原則とする。
- ※3 一般土木工事B等級(単独)以上及び建築工事B等級(単独)以上の場合1点、それ以外の工事は0.5点
- ※4 技術提案評価S I型は、技術提案60点配点の中で評価を行う。

■ 技術提案評価型 A型

総合評価対象 70(50)※1	段階的選抜対象※3 40or60			総合評価対象 3(2)※1	総合評価対象 1※4
技術提案 70(50)※1	簡易な技術提案※2 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20	賃上げの実施に関する評価 3(2)※1	WLB関連認定企業の評価 1※4

- ※1 ()の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。
- ※2 簡易な技術提案は段階的選抜方式で必要に応じて評価する。簡易な技術提案としては、総合評価で求める技術提案の概要とその実現可能性や実績を求める方法、総合評価で求める数テーマの課題のうち、1テーマを先行して求める方法等が考えられる。
- ※3 段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」、「技術者の能力等」及び「簡易な技術提案」(選択)は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、賃上げの実施に関する評価と施工体制(選択)のみを評価項目とする。
- ※4 一般土木工事B等級(単独)以上及び建築工事B等級(単独)以上の場合1点、それ以外の工事は0.5点

【施工能力評価型 I 型・II 型】

◎: 必須 ○: 選択 **《4月見直し》**

項目	細目	評価項目例	【標準タイプ】						【地域密着工事型】					
			施工能力評価型 I 型			施工能力評価型 II 型			施工能力評価型 I 型			施工能力評価型 II 型		
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択
①施工計画	簡易な施工計画	関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である。または、関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案である。 ※必要に応じて配置予定技術者のヒアリング	可・不可(欠格)			◎			可・不可(欠格)			◎		
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績	20	5	◎	20	5	◎	20	2	○	20	2	○
		②工事成績 ・当該工事種別での過去3年間の工事成績評価の平均点(関東地整発注) ・対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評価(同一機関:2件)の平均点(都県・政令市発注工事)を有している企業は、国の成績で評価)	20	6	◎	20	6	◎	20	3	◎	20	3	◎
		③工事成績(減点要素)(65点未満の場合) 当該工事種別のみ適用とし、適用期間は審査基準日の月から過去1年間[事故減点は原則適用外]	20	0~5	◎	20	0~5	◎	20	0~5	◎	20	0~5	◎
		④優良工事表彰 ○優良工事表彰 ・全ての工事種別を対象に過去1年間の「優良工事表彰」(関東地整発注) ・都県・政令市発注工事における過去1年間の「知事表彰等」(都県・政令市発注) ○安全管理優良受注者表彰 本発注工事の工事種別を対象に過去1年間の「安全管理優良受注者表彰」(関東地整発注)	20	3	◎	20	3	◎	20	2	◎	20	2	◎
		⑤事故及び不誠実な行為	20	0~12	◎	20	0~12	◎	20	0~12	◎	20	0~12	◎
	地域精通度 地域貢献度	⑥地域精通度(近隣地域での施工実績) 過去10年間の施工実績	20	2	◎	20	2	◎	20	2	◎	20	2	◎
		⑦地域精通度(緊急時の施工体制) 施工都県内等における本店所在地	20	2	◎	20	2	◎	20	2	◎	20	2	◎
		⑧地域貢献度(災害協定) 施工都県内に本支店等を有する企業の、審査基準日における行政機関との災害協定	20	2	◎	20	2	◎	20	2	◎	20	2	◎
		⑨地域貢献度(災害協定に基づく活動実績) 過去3年間の行政機関との災害協定に基づく災害活動等の実績	20	2	◎	20	2	◎	20	2	◎	20	2	◎
	自由設定項目	⑩自由設定項目	20	6	○	20	6	○	20	5 or 7	○	20	5 or 7	○
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	⑪同種工事の工事経験 過去15年間の工事経験 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績 ※2 ①3段階評価時:6点 ②2段階評価時:3点のどちらか選択可能	20	6 《3》	◎	20	6 《3》	◎	20	6 《3》	◎	20	6 《3》	◎
		⑫同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績) 過去3年間の施工実績(地方整備局又は北海道開発局、沖縄総合事務局発注) ・対象の都県・政令市発注工事の過去4年間の施工実績(都県・政令市発注) ※2 ①で①3段階評価時の場合:6点 ②2段階評価時の場合:3点	20	6 《3》	◎	20	6 《3》	◎	20	6 《3》	◎	20	6 《3》	◎
		⑬優秀工事技術者表彰 過去4年間で表彰(関東地整発注) ・都県・政令市発注工事における過去4年間の「知事表彰等」(都県・政令市発注) ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績 ※2 ①で①3段階評価時の場合:4点 ②2段階評価時の場合:2点	20	4 《2》	◎	20	4 《2》	◎	20	4 《2》	◎	20	4 《2》	◎
	自由設定項目	⑭自由設定項目 ※2 ①で①3段階評価時の場合:4点 ②2段階評価時の場合:2点	20	4 《2》	○	20	4 《2》	○	20	4 《2》	○	20	4 《2》	○
小計			40	《30》		40	《30》		40	《30》		40	《30》	
④賞上げの実施に関する評価	賞上げの実施を表明した企業等		2《1》											
	賞上げ基準に達していない場合等(減点)		-3《-2》											
⑤ワークライフバランス関連認定企業の評価	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている		1《1》※3											
合計			43	《32》		43	《32》		43	《32》		43	《32》	

※1 都県・政令市発注工事の成績、表彰を対象に出来る工事種別は「一般土木」「As舗装」「維持修繕」「橋梁補修」の4工事種別。
 ※2 「配置予定技術者の能力 ⑪同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は《 》の配点とする。(選択)
 ※3 一般土木工事B等級(単独)以上及び建築工事B等級(単独)以上の場合1点、それ以外の工事は0.5点

【技術提案評価型S型】

◎:必須 ○:選択 **《4月見直し》**

項目	細目	評価項目例	技術提案評価型S型(WTO以外)			技術提案評価型S型(WTO)			
			満点	評価点	必須/選択	満点	評価点	必須/選択	
①技術提案	施工計画		30	30 (15)	◎ 原則1項目 (工事内容により 2項目設定)	30	30 (15)	○ 原則1項目 (工事内容により 省略又は2項目 を設定)	
	VE提案等の 技術提案			()は2項目設定 した場合			()は2項目設定 した場合		
	工事全般の 施工計画			(VE提案を省略した場 合は()とする)	30 (60)		◎ 1項目必須	30 (60)	
	ヒアリング ※必要に応じて実施			(VE提案を省略した場 合は()とする)	※		○		
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績	15	4	◎				
		②工事成績 当該工種での過去3年間の工事成績評点の平均点(関東地整発注)		4	◎				
		③工事成績(評価減点)(65点未満の場合) 当該工種のみ適用とし、適用期間は通知月から1年間。 事故減点は原則適用外		0~5	◎				
		④優良工事等表彰 ○優良工事表彰 全ての工種を対象に過去1年間の「優良工事表彰」(関東地整発注) ○安全管理優良受注者表彰 本発注工事の工事種別を対象に過去1年間の「安全管理優良受注者表彰」(関東地整発注) ○国土技術開発賞の受賞 過去3年間の国土技術開発賞(最優秀賞、優秀賞、特別賞)の表彰の有無		2	◎				
		⑤事故及び不誠実な行為		0~12	◎				
	自由設定項目	⑥自由設定項目		5	○				
③配置予定技術者の 技術力	配置予定 技術者の能力	⑦同種工事の工事経験 過去15年間の工事経験 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績	15	4	◎				
		⑧同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績) 過去8年間の実績(地方整備局又は北海道開発局、沖縄総合開発局発注)		4	◎				
		⑨優秀工事技術者表彰 過去4年間で表彰(関東地整発注) ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績		3	◎				
	自由設定項目	⑩自由設定項目		4	○				
小計			60			60 (60)			
④質上げの実施に 関する評価	質上げの実施を表明した企業等		2 (2)						
	質上げ基準に達していない場合等(減点)		-3 (-3)						
⑤ワークライフ バランス関連認定 企業の評価	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている		1 (1) ※						
合計			63			63 (63)			

※ 一般土木工事B等級(単独)以上及び建築工事B等級(単独)以上の場合1点、それ以外の工事は0.5点

【フレームワークモデル工事、公募型指名競争】(試行)

◎:必須 ○:選択

項目	細目	評価項目例	フレームワークモデル工事 公募型指名競争		
			満点	評価点	選択
①施工計画	簡易な施工計画				
②企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	10	4	○
	地域精通度 地域貢献度	①地域精通度(緊急時の施工体制) 施工都県内等における本店所在地		2	◎
		②地域貢献度(災害協定) 施工都県内に本支店等を有する企業の、審査基準日における行政機関との災害協定		2	◎
		③地域貢献度(災害協定に基づく活動実績) 過去3年間の行政機関との災害協定に基づく災害活動等の実績		4	○
	本発注工事の工事種別における新規契約の有無			2	◎
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力				
	自由設定項目				
小計			10		
④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		1		
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)		-2		
⑤ワークライフバランス 関連認定企業の評価	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている		0.5		
合計			11.5		

《見直し》

企業の技術力

自由設定項目【最大6点(地域密着型は5点 or 7点)】

★:R8重点施策項目

- ①工事成績優秀企業認定
- ②優良下請表彰企業の活用
- ③ICT施工技術の活用(「ICT舗装工」、「ICT舗装工(修繕工)」)
※「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望I型」の場合、必須項目

④ICT施工Stage IIの実施

※「ICT舗装工」もしくは「ICT舗装工(修繕工)」を実施する工事において、「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望I型」の場合、選択不可

⑤ISO認証取得状況

★⑥難工事施工実績【必須】

⑦難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用実績表彰等

⑧インフラDX大賞【最大2点】

⑨登録基幹技能者等の活用

⑩災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定

★⑪若手技術者(35歳以下)または女性技術者の活用及び資格【最大2点】

⑫熟練技術者の活用

⑬「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事(段階的選抜方式(一般土木A等級)で必須)

⑭本発注工事の工事種別における新規契約の有無

⑮その他自由項目

※⑧、⑪の配点は最大2点とし、それ以外の項目の配点は1点とする。

技術者の技術力

自由設定項目【最大4点《最大2点》※¹】 ※¹「配置予定技術者の能力_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時

《4月見直し》

- ①資格(As舗装工事は、必須項目)
- ②過去の同種工事の工事経験
- ③継続教育(CPD)の取組状況※²
- ④難工事施工実績
- ⑤難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自の功労、貢献表彰等
- ⑥高度マネジメント経験(段階的選抜方式で選択)
- ⑦40歳以下または女性の主任(監理)技術者の配置※²
- ⑧定期的な実務指導の実施※²
- ⑨その他自由項目 ※¹各項目の配点は1点とする。 ※²工事種別:舗装工事(アスファルト・コンクリート)の追加

8 入札・契約における取組

	取組の目的	取組内容	概要	R8年度 実施方針
入札 契約制度	担い手の育成・確保	監理技術者育成交代モデル工事 (令和元年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 主任(監理)技術者の専任期間に、当該工事と同様の公共事業分野(河川・道路等)の経験がある育成技術者を配置することができる方式。 交代時期以降は育成技術者に交代することができる。 対象工事に「舗装工事(アスファルト・コンクリート)」を追加 	見直し
	受発注者双方の 事務負担の軽減	段階的選抜方式 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次審査し、選抜された者に対し、技術提案を求め二次審査を行う方式。 対象は技術提案評価型S型・A型で、競争参加者が多く見込まれる工事。 	継続
		一括審査方式 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 同一時期に調達を必要とする「同一規模」、「同一条件」、「同一テーマ(Ⅱ型除く)」の複数工事について、申請できる配置予定技術者を1名として同時に競争参加を求め、あらかじめ定めた順番で開札し、落札者を決定する方式。 	継続
		簡易確認型 (平成28年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に競争参加資格確認資料の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認したうえで落札者を決める方式。 	継続
	不調不落対策 施工時期の平準化	技術提案簡易評価型 (平成27年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者の事務量等の負担を軽減するため、求める技術提案(施工計画、VE提案)について、通常の5提案から3提案に減じて評価を行う方式。 	継続
		参加表明段階で技術者の資料を求めない方式 (令和7年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に、申請書とあわせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を、落札前まで延伸する方式。 	継続
	不調・不落対策	余裕期間制度 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定。 余裕期間内は、主任(監理)技術者の配置を要しない。 	継続
		フレームワークモデル工事 (令和元年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 該当する複数の工事(フレームワーク)について、予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加企業名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する試行工事。 対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。 	継続
		公募型指名競争入札方式 (令和2年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 対象工事ごとに技術資料収集に係る公示資料の交付を受けて、競争参加希望者が参加表明確認申請書及び技術資料を提出し、指名基準による選定を行い、指名された競争参加希望者により総合評価落札方式で落札者を決定する試行工事。 対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。 評価方式を「企業実績評価型」「営繕評価型」「自治体実績チャレンジⅡ型」の3方式に見直し。 	見直し
	迅速で的確な維持工事の実施体制の確保	参加者の有無を確認する公募手続きによる施工業者の事前特定 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ設備等の修繕工事において、既設メーカーの体制確認の上、設備ごとの特定予定者を決定し、「参加者の有無を確認する公募手続き」で、該当する特定事業者と特命随意契約を実施する方式。 	継続

【概要】

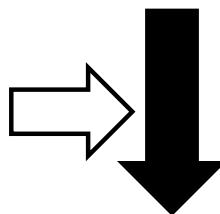
受発注者の事務量等の負担を軽減するため、求める技術提案(施工計画、VE提案)について、通常の5提案から3提案に減じて評価を行う方式。

【対象工事】 ○技術提案評価型S型

【入札説明書】

- 提案項目数※は、5項目提案するものとし、記載の順に1から5までの通し番号を付けること。
- 加点評価対象は番号1から5の提案項目とし、これを超えた提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した提案項目又は通し番号の記載がない提案項目については履行義務(施工不可または不採用と判断されたものを除く。)は負うものとする。なお、5項目に満たない提案項目であっても、欠格とするものではない。 ※原則5項目とする。

～改正品確法第15条第2項～
技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。



- 提案項目数※は、3項目提案するものとし、記載の順に1から3までの通し番号を付けること。
- 加点評価対象は番号1から3の提案項目とし、これを超えた提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した提案項目又は通し番号の記載がない提案項目については履行義務(施工不可または不採用と判断されたものを除く。)は負うものとする。なお、3項目に満たない提案項目であっても、欠格とするものではない。 ※原則3項目とする。

【概要】

配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に、申請書とあわせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を、落札前まで延伸する方式。

【対象工事】 ○技術提案評価型S型(WTO)(段階的選抜方式を除く)

【手続きフロー】



【概要】

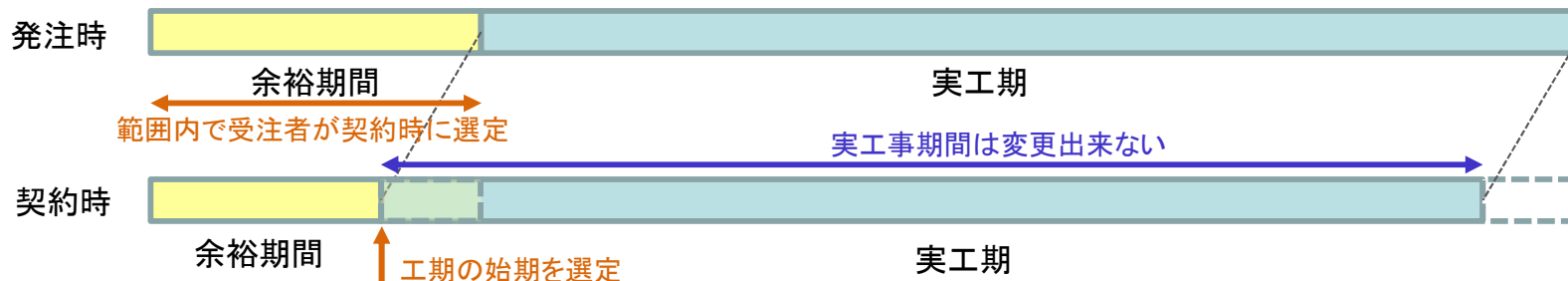
受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定。(契約毎に6ヶ月を越えない範囲) ※令和元年11月より見直し
余裕期間内は、主任(監理)技術者の配置を要しない。

■ 余裕期間制度

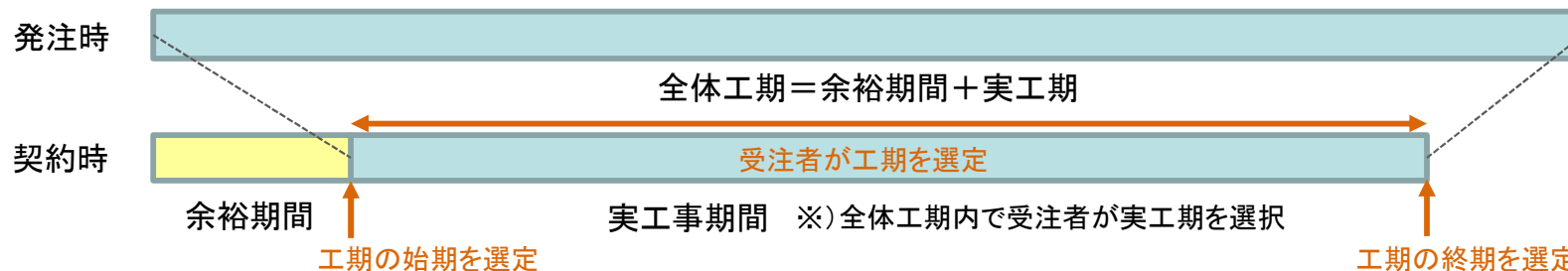
① 「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



② 「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③ 「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



【概要】

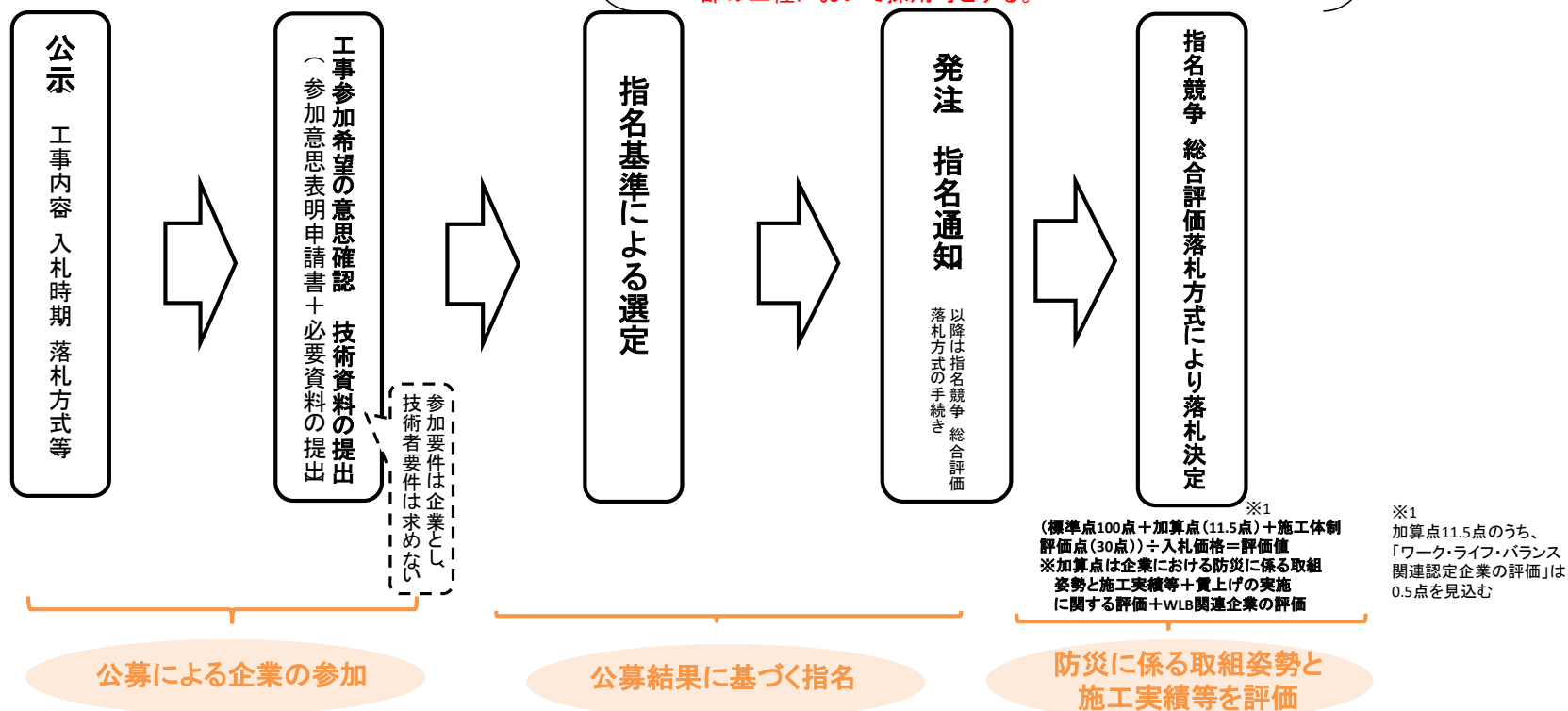
対象工事ごとに技術資料収集に係る公示資料の交付を受けて、競争参加希望者が参加表明確認申請書及び技術資料を提出し、指名基準による選定を行い、指名された競争参加希望者により総合評価落札方式で落札者を決定する方式

【メリット】

- ✓ 施工体制確保→発注工事の公募
- ✓ 資料は参加希望の意思確認時のみの提出
→資料の簡素化、合理化(個別発注時では不要)
- ✓ 手続期間の短縮
→指名通知から決定まで2週間程度

【総合評価方式】

- ・企業実績評価型
→企業における防災に係る取組姿勢と施工実績等を評価
- ・営繕評価型
→営繕関係の工事において採用
- ・自治体実績チャレンジⅡ型
→技術力のある地域企業の新規参入を促すため、一部の工種において採用可とする。



9 総合評価における取組

	取組の目的	取組内容	概要	R8年度実施方針
総合評価 落札方式	担い手(企業)の確保	自治体実績チャレンジ型 (令和4年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業であっても、自治体(都県政令市)の工事成績等により評価できる方式。	継続
		自治体実績チャレンジⅡ型 (令和7年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業の新規参入を促すことを目的として、自治体(都県政令市)の工事成績等により評価し、また企業の技術力のみを評価する方式。	継続
		技術提案チャレンジ型 (平成25年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の競争参加を促す方式。 ・工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め「施工上配慮すべき事項」を3段階で評価。	継続
		地域防災担い手確保型 (平成26年度～)	・災害対応を含む地域維持の担い手確保のため、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等々を評価する方式。(災害協定の締結や、災害活動の実績等を評価)	継続
		企業能力評価型 (令和5年度～)	・地域インフラを支える担い手としての企業の確保及び受発注者の事務手続きの負担軽減の観点から、企業の技術力のみを評価する方式。	継続
	担い手(技術者)の育成・確保	若手技術者・女性技術者活用評価型 (平成25年度～)	・35歳以下の若手技術者または女性技術者を「現場代理人」又は「担当技術者」として配置することにより、当該工事を実績として将来、直轄工事の主任(監理)技術者となるべく、経験を積んでもらう方式。	継続
		技術者育成型 (平成26年度～)	・40歳以下の主任(監理)技術者を配置し、本工事において本工事に従事していない技術者から実務指導を受け、技術力の向上につなげてもらう方式。	継続
		特定専門工事審査型 (平成20年度～)	・特定される専門工事業の技術力が工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすと思われる工事(法面処理工、杭基礎工、地盤改良工)において、入札参加者に加えて、入札参加者が受注者となった場合に想定される専門工事業者や登録基幹技能者の技術力も評価する方式。	継続
	不調・不落対策	企業実績評価型 (令和5年度～)	・公共工事の実績がない企業の新規参入を促すため、企業の施工実績(民間工事を含む)と災害活動実績について評価する方式(公募型競争入札方式に適用)。	継続
		営繕評価型 (令和8年度～)	・営繕関係工事では不調・不落の発生状況を踏まえ、参加者を促すための方式。(公募型指名競争入札方式・営繕工事に適用)	新規
		自治体実績チャレンジⅡ型 (令和8年度～)	・技術力のある地域企業の新規参入を促すため、一部の工種(一般土木・As舗装・維持修繕・橋梁補修)において、自治体実績チャレンジⅡ型の評価を適用。	公募型競争入札方式に追加適用
	生産性向上、技術力の向上	新技術導入促進型(Ⅰ型) 施工能力評価型 (平成29年度～)	・新技術導入促進型(Ⅰ):発注者が指定するテーマについて、実用段階にある新技術(NETIS登録技術)を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工物品質の向上を図るための方式。	継続
		新技術導入促進型(Ⅰ型) 技術提案評価型 (平成29年度～)		継続
		新技術導入促進型(Ⅱ型) (平成29年度～)	・新技術導入促進型(Ⅱ):発注者が指定するテーマについて、実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工物品質の向上を図るための方式。	継続
技術提案評価SⅠ型 (令和7年度～)		・工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努める新たな方式。	継続	

《継続》

【目的】 災害発生時において迅速に活動し、地域の安全・安心を向上させる観点から、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等と施工実績を評価する方式

【概要】 1. 企業の技術力のみを評価対象とする。
2. 企業の技術力の必須項目3項目および選択項目として「同種工事の施工実績」又は「災害活動実績」を評価する。

【対象工事】 ○工事種別：全ての工種
○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む) (指名競争)
○施工能力評価型Ⅱ型

【適用契約方式】 ○フレームワークモデル工事、公募型指名競争入札において適用。

【配点表】

◎：必須 ○：選択

項目	評価項目		満点	評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	10点	4点	○
	地域精通度・ 地域貢献度	緊急時の施工体制		2点	◎
		災害協定の有無		2点	◎
		災害協定に基づく活動実績の有無		4点	○
	本発注工事の工事種別における新規契約の有無			2点	◎
合計			10点		

《新規》

【目的】 営繕に関連する工種において、企業の参入を促すための評価方式

【概要】 1. 企業の技術力のみを評価対象とする。
2. 「同種工事の施工実績」「緊急時の施工体制」「災害時の基礎的事業継続力の認定の有無」「本発注工事の工事種別における新規契約の有無」を必須評価とする。

【対象工事】 ○工事種別：建築工事、暖冷房衛生設備工事、
営繕に関連する電気設備工事、機械設備工事、受変電設備工事
○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む) (指名競争)
○施工能力評価型Ⅱ型

【適用契約方式】 ○公募型指名競争入札において適用。

【配点表】

◎：必須 ○：選択

項目	評価項目		満点	評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	10点	4点	◎
	地域精通度・ 地域貢献度	緊急時の施工体制		2点	◎
		災害時の基礎的事業継続力の認定の有無		2点	◎
	本発注工事の工事種別における新規契約の有無			2点	◎
合計			10点		

	取組の目的	取組内容	概要	R8年度 実施方針
入札 契約 制度	品質確保・生産性 向上・技術力向上	技術提案・交渉方式 (平成27年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 仕様の確定が困難である工事において、技術提案を公募、その審査結果を踏まえて優先交渉権者を選定し、工法、価格等の交渉結果を踏まえて仕様を確定するとともに、予定価格を定め契約する方式。 	継続
	不調不落対策	不調随契の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> 入札不調により契約に至らない工事について、一定条件を満たす場合には、競争に付しても入札者がいないときに行うことができる随意契約(不調随契)を適切に実施。 	継続
積算 にお ける 取組	不調不落対策 施工時期の平準化	見積活用方式【試行】 (平成19年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 個別の現場条件が反映しきれない、実勢価格の変化が激しいなど標準積算との乖離が生じる項目について見積りを求める。 	継続
		間接工事費実績変更【試行】 (平成20年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との協議などの要因により乖離が予想される工種について、妥当性を確認し変更契約する。 	継続
		日当たり作業量の補正【試行】 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 政令市等における工事において、現場条件等により作業効率が低下することへの対応として日当たり作業量の補正を行う。 	継続
		工期を考慮した積算《建築関係》 (平成23年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 工事規模に対して工期の長い改修工事等においても共通費を算定する。 発注者に帰責事由がある場合の工期延期に伴う増加費用の追加を可能とする。 	継続
		地域外からの労働者確保に要する間接費の 設計変更【試行】(平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 急激な需要増により工事箇所近隣だけでは労働者を確保出来ず、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ない場合には、追加が必要となる赴任旅費や宿泊費等の間接費について、標準的な積算基準を上回って必要となる分を、設計変更できる。 	継続
		遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 工事現場が所在する地区において建設資材の需要ひっ迫が生じ、遠隔地から調達せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行える。 	継続
		施工箇所が点在する工事の間接費の積算 (平成22年度～ 平成31年2月一部見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 施工箇所が点在する工事については、施工箇所が1kmを超えて点在する工事もしくは地域の交通環境から異なる施工箇所と見なすことが適当な工事を対象に共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出する 	継続
猛暑 対策 の 取組 み	猛暑対策	建設工事における猛暑対策パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> 事業全体の重要度等を考慮し、可能な範囲で猛暑期間の現場施工を回避した工事発注を実施する。 効率的に現場施工を実施することは、熱中症対策に資するため、i-construction2.0の取組を推進する。 技術提案評価型S型を活用し、猛暑期間・時間の作業回避、人力作業の削減等、作業環境の改善に資する技術提案を求める。 熱中症対策等にかかる経費の見直し等。 	新規

Ⅲ. 営繕工事における主な取組

官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な工期・履行期間の確保（必要な工期・履行期間の延期を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」 ・「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」の活用 ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」 ○ 各工程の施工期間の確保（概成工期の発注時設定、実施工程表等による発注者（監督職員）の確認） ○ 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定
週休2日の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定 ○ 週休2日を前提として工期を設定、必要に応じて施工期間・時間等の変更について受注者と協議 ○ 工事・業務における現場環境改善（ウィークリースタンスの取組）
施工時期等の平準化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散 <ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為の積極的活用 ・余裕期間制度の積極的活用（工事）、余裕期間制度の試行（設計業務）

労務費等へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定 <ul style="list-style-type: none"> ・実勢価格や現場実態の的確な反映 ・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定 ・労務費等の内訳の把握が可能な「単位施工単価」の導入 ・猛暑による作業中断等に伴う労務費の割増（試行） ○ 施工条件の変更に伴う適切な設計変更 ○ 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用（工事）、業務スライドの試行
--------------------	--

生産性向上

ICTの積極的な活用等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産性向上技術の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・官庁営繕事業における一貫したBIM活用（EIR（発注者情報要件）の適用（新営設計・工事）、BIMデータを活用した積算業務の試行） ・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔臨場、デジタル工事写真の黒板情報電子化、ICT建築土工 等 ○ 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供 ○ 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化 ○ 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計業務の発注における設計条件の明示 ○ 適切な設計図書への作成に向けた取組み（設計業務プロセス管理、施工条件の確認等） ○ 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（期限遵守を契約図書に明記） ○ 関連する工事間での納まり等の調整を効率化（「総合図作成ガイドライン（土会連合会）」、BIMの活用） ○ 関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）

公共建築の工事
設計業務の受発注者の普及促進

第三次・担い手3法※(令和6年改正)等を踏まえ、国土交通省の直轄営繕事業において、
令和8年度より下記のとおり取組を拡充し、働き方改革をより一層推進する。

※品確法・建設業法・入契法の一体的改正

多様な働き方の支援

- ▶ 労働基準法の時間外労働規制を踏まえ、引き続き週休2日※を前提に工期を設定。
※工期における全ての週において、原則として土曜日・日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上現場閉所を行うことをいう。
- ▶ 工事受注者が変形労働時間制等の週休2日以外の働き方を希望する場合は、施工期間、施工時間等について、受発注者間で協議の上、実施。

工事における猛暑対策の拡充

- ▶ 「猛暑を考慮した工期設定」や「熱中症対策に関する費用の計上」に加え、次の取組を追加。
 - ・受発注者間の協議を通じた、猛暑期間・猛暑時間における現場施工の回避
 - ・技術提案評価型S型を活用し、生産性向上に資する技術を採用した熱中症対策の提案の評価
 - ・猛暑による作業中断等に伴う労務費の割増 等

労務費等へのしわ寄せ防止の徹底 [営繕積算方式]

- ▶ 労務費等が確保されるよう、「営繕積算方式」について、以下の取組を追加。
 - ・労務費等の内訳の把握が可能な「単位施工単価」の導入(歩掛りにおいて作業休止時間等も考慮)
 - ・実態調査の結果を踏まえ、一般管理費等率や専門工事業者等の諸経費の率を見直し

業務における余裕期間制度・スライド制度の試行

- ▶ 建築設計業務を対象に、余裕期間制度(フレックス方式：受注者が業務の始期と終期を全体履行期間内で任意に設定できる方式)を試行的に導入。
- ▶ 昨今の設計業務委託等技術者単価の上昇等を踏まえ、建築関係建設コンサルタント業務においても価格転嫁対策を強化するため、令和8年度以降に新規契約する業務からスライド制度(業務スライド)を試行導入。

- 建設業における働き方改革の推進の観点から、令和6年度より、全ての営繕工事において「**猛暑による作業不能日数**」を考慮して工期を設定。工期中に実際に発生した猛暑による作業不能日数が、**当初の工期設定における見込みと著しく乖離する場合は、必要に応じて工期及び請負代金額を変更**することを可能としている
さらに、令和8年度より、猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算を試行する。
- 「**一般的な熱中症対策**」に係る費用については、積算基準に定める共通費の率により算定し、当初の工事費に計上。「**一般的なもの以外の熱中症対策**」に係る費用については、受発注者間で協議の上、**設計図書の変更により計上**することを可能としている

猛暑を考慮した工期設定と労務費の割増

- 猛暑による作業不能日数（工事場所近傍の観測地点におけるWBGT値^(注)が31以上の時間を日数換算した各年の日数の過去5年分の平均）を工事発注当初の工期に見込むとともに、設計図書に明記

(注) 気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数。31以上は「危険」とされている。
(日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.4」(2022)より)

- 工期中に発生した猛暑による作業不能日数が、設計図書に明記する日数と著しく乖離し、受発注者間における協議により必要と認められる場合は、工期及び請負代金額を変更
- 猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算を試行

熱中症対策に関する費用の計上

- 「一般的な熱中症対策」に係る費用については、公共建築工事共通費積算基準に定める共通仮設費率及び現場管理費率に含まれており、これにより算定し当初の工事費に計上
- 「一般的なもの以外の熱中症対策」に係る費用については、対策の項目、期間等について受発注者間で協議の上、見積価格等を参考に設計図書の変更により計上

◆猛暑による作業不能日の算定方法の例

(2023年度 東京都千代田区^{※1}の場合)

○ 4～10月の全てを工期に含む場合^{※2}

年	WBGT値31以上の時間 ^{※3} (h)	日数換算(日)
2018	84	10.50
2019	67	8.38
2020	64	8.00
2021	47	5.88
2022	89	11.13
平均	-	8.78

^① 日数換算 (時間数÷8)
^② 5か年分を平均
^③ 四捨五入により日数に変換
猛暑による作業不能日数 9日間

^{※1} 東京観測所の数値を使用
^{※2} 4～10月のうち一部のみが工期に含まれる月がある場合、当該月については、WBGT値31以上の時間数に、当該月における工期に含まれる日数の割合を乗じた時間数を使用
^{※3} 4～10月の各日(土日祝・夏季休暇(3日)を除く)の8時～17時のWBGT値31以上の時間

◆「一般的な熱中症対策」の例

- ・作業場用大型扇風機、作業場換気用送風機
- ・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・遮光チョッキ、空調服
- ・ドライミスト、WBGT値の計測装置、等

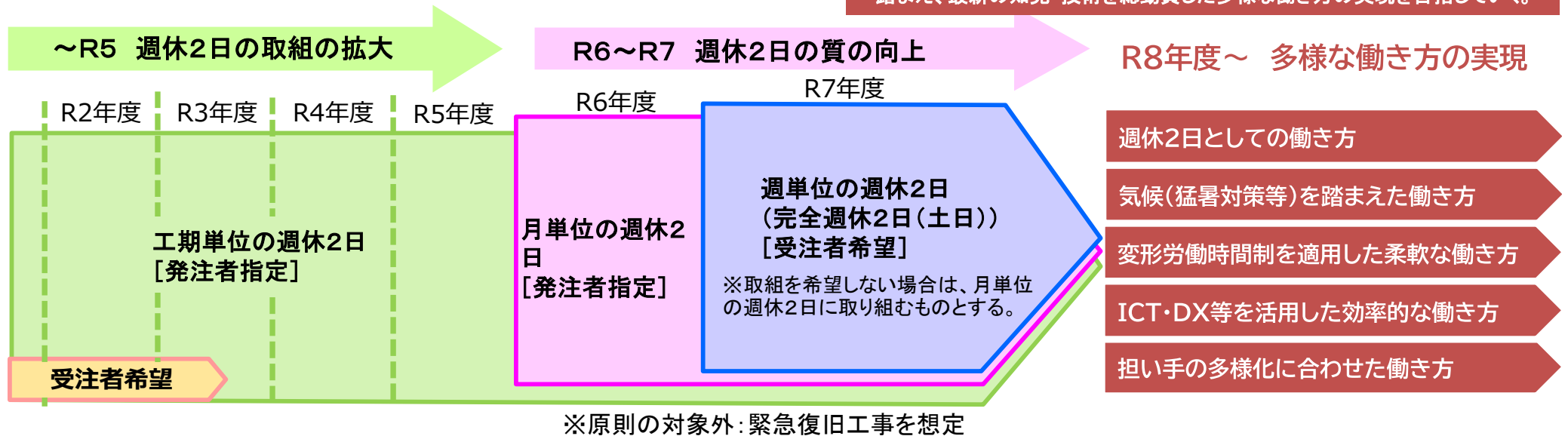
◆「一般的なもの以外の熱中症対策」の例

- ・足場に設置する遮光ネット、等

これまでの週休2日の推進と多様な働き方の実現に向けた支援



- ・直轄工事における試行を通じて建設業は完全週休2日を含む週休2日が可能
が業界であることを確認。
- ・他方、地域の実情や現場の状況等により多様な働き方が求められている状況を
踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指していく。



R7年度の週休2日補正係数 (現場閉所)

工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
補正無し	労務費: 1.02 共通仮設費: 1.01 現場管理費: 1.02	労務費: 1.02 共通仮設費: 1.02 現場管理費: 1.03



R8年度は週休2日制適用工事の試行完了に伴い補正係数は廃止

週休2日に係る工事成績評点 (現場閉所)

R6年度	R7年度	R8年度
加点: 土日を休日とする週休2日を実施した場合は加点 減点: 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については減点	加点: なし 減点: 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については減点	加点・減点なし (週休2日制適用工事の試行完了)

- **全ての営繕工事及び設計業務等**を対象に、現場環境の改善に向けた取り組みを実施
- 標準項目として、「**①依頼日・時間及び期限**」、「**②会議・打合せ**」、「**③業務時間外の連絡**」に関する取組を設定するなど、現場環境改善に努める

現場環境の改善に向けた取り組みの概要

(1)目的

計画的に工事・業務を履行しつつ、非効率なやり方の業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事となるよう努める。

(2)対象

- **全ての営繕工事**
- **全ての建築関係建設コンサルタント業務等**(災害対応等緊急を要する場合は除く)

(3)取組内容(例)

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

①依頼日・時間及び期限に関すること

- 休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

②会議・打合せに関すること

- 業務時間外にかかるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない(具体的な時間を設定)
- 打合せはWEB会議等の活用に努める。

③業務時間外の連絡に関すること

- 業務時間外の連絡を行わない(ASP・メール等を含む)
- 受発注者間でノー残業デーを情報共有する。

(4)進め方

- 受注者によって、勤務時間、ノー残業デーなどが異なることから、**柔軟性をもった取組**とする。
- 工事や業務に差し支えないよう、**スケジュール管理を適切に実施**し、取組を実施する。

営繕工事の生産性向上に向けた取組みを確実に推進していくため、関係者間調整※の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項（R5.3公表）のうち、特に設計に関する取組みについての理解を深めるための「事例解説」を作成しました（R7.3）。

※発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項（R5.3）

生産性向上のイメージ

【設計段階】

発注者が設計条件の明示や設計業務プロセス管理等の取組みを行うことで、適切な設計図書を作成につなげる

【施工段階】

発注者が余裕期間制度を活用した発注や情報共有の迅速化等のための取組みを行う

営繕事業の各段階（設計段階、施工段階）において、関係者間調整が円滑化



営繕工事の生産性向上

以下の事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組むもの（該当箇所の抜粋）

【1.設計段階】

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 設計条件の明示 | (2) 適切な設計図書の作成に向けた取組み |
| ① 諸条件の整理と適用基準 | ② 敷地や周辺の状況 |
| ③ 設計業務プロセス管理 | ④ 図面の整合性 |
| ⑤ 設計段階における施工条件の確認 | ⑥ 指定仮設の確認 |

【2.施工段階】

- | | | |
|------------------|-------------------|-------------------|
| (1) 余裕期間の設定 | (2) 遅滞ない設計意図伝達※1等 | (3) 納まり等の調整※2の効率化 |
| (4) 情報共有や検討等の迅速化 | (5) 設計図書の変更への対応 | |
- ※1: 施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、工事材料・設備機器等の選定に関する検討・助言等
 ※2: 工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整

事例解説（R7.3）

● 参考事例

建設業団体より提供を受けた、過去3年間（62事例）の情報を基に、事例を整理（8分類）

◆ 改善点

参考事例を踏まえた“改善のための取組み”の具体例を記載

■ 関係者間調整の円滑化に役立つ参考資料

- 営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化
- 働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン
- 設計図書整合性向上ガイドブック（日本建築士会連合会）
- 営繕工事における情報共有システム機能要件と対応状況関連資料
- 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）・Q&A（案）
- 公共建築工事における工期設定の基本的考え方（及び事例解説）
- 「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）

- 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」は、国、都道府県及び政令市が連携して、公共建築工事において適正な工期を確保するための方策や留意事項等を取りまとめたものである。
- 令和6年4月より建設業において時間外労働規制が適用されたこと等、建設業にまつわる動向等を踏まえ、建設業の働き方改革をより一層推進するために改定。(令和7年7月)

第1 基本方針

(赤字は主な改定点)

工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等を踏まえ適切に工期を設定するものとする。
長時間労働是正や週休2日の達成等の働き方改革の推進にも考慮する。

第2 適正な工期を確保するための方策

1. 企画、調査及び設計段階

- (1) 調整等に要する期間を十分に想定した事業の企画
- (2) 次の事項に留意した調査・設計
 - ① 敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施
 - ② 騒音・振動作業や立入り制限等の入居官署等との協議・把握
 - ③ 工期に影響を及ぼす事項の施工条件明示
 - ④ 設計図書の不整合・誤謬等を防止するための確実な図面審査
 - ⑤ 施工段階で行う行政手続きの設計段階での調整

2. 工事発注準備段階

- (1) 適切な工期の入札条件への設定
- (2) 必要に応じて余裕期間の設定等の契約上の工夫
- (3) 債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化
- (4) 工事中に入居官署等が対応すべき事項の把握

3. 入札契約段階

- (1) 明確な質問回答と施工条件の明示
- (2) 工期短縮に関する技術提案の原則禁止

4. 施工段階

- (1) 迅速な承諾行為
 - ウィークリースタンスの配慮とワンデーレスポンスの実施
- (2) 工事の進捗状況の的確な把握
 - 週休2日の確保にあたり、必要に応じて関係者と調整
- (3) 関係工事間の調整の適切な実施
- (4) 工事関係書類の明確化・効率化
- (5) 工期変更への誠実な協議

第3 適正な工期を設定するための留意事項

- (1) 多雨・猛暑など自然的要因及び労働事情など社会的要因を考慮
- (2) 月単位の週休2日の確保や不稼働日等を考慮
- (3) 受電時期及び設備の総合試運転期間等の考慮

第4 工期の変更

資機材・労務の需給環境の変化や天災等により作業不能日が増加した場合等において適切な設計変更等を実施

生産性向上の取組

これまでの取組

○各省庁が発注する営繕工事の書類の統一書式「**公共建築工事標準書式**」を作成【H15.3】

○**建設業団体の意見**を伺い**工事関係書類等の明確化、削減等**に取り組み

○受発注者間での**協議による書類の省略・集約、受注者独自書式の使用を可能**

○**書類の二重提出**(紙と電子)を求めない
 「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針の制定」【H26.3】
 「同」徹底について【H30.3】

○書類等の**押印等の省略**

○全ての営繕工事における「**情報共有システム**」の活用

「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針の制定」(一部改定)【R3.3】

今回の取組

- 「**公共建築工事標準書式**」の改定【R5.3】
 - 各省庁統一の書式内に**省略協議対象であること等を明示**
- 「**工事関係書類データ入力シート**」(試行版)の作成【R5.3】

工事関係書類データ入力シート

基本データシートに共通項目(工事件名、工期等)を入力・保存し、各書式に反映させることで**書類作成を効率化**

【基本データシート】

工事件名	〇〇〇
発注者	△△△
受注者	☆☆☆
工期	自:□□ 至:▽▽

共通項目

【各書式】

各書式に共通項目が反映

現場代理人等
通知書

工事件名:〇〇〇
発注者:△△△
受注者:☆☆☆
工期:自:□□
至:▽▽

経歴(職歴)***

火災保険等
加入状況報告書

工事件名:〇〇〇
発注者:△△△
受注者:☆☆☆
工期:自:□□
至:▽▽

報告年月日***

発生材報告書

工事件名:〇〇〇
発注者:△△△
受注者:☆☆☆

報告年月日***

完成通知書

工事件名:〇〇〇
発注者:△△△
受注者:☆☆☆
工期:自:□□
至:▽▽

完成年月日***

○「工事関係書類データ入力シート」の作成手順・Q&Aを取りまとめた「**手引き**」を掲載し、**本格運用版**として公表【R6.3】

国土交通省HPから工事受注者がダウンロードして広く活用可能

民間で開発、導入された生産性向上技術が、官庁営繕事業において導入、活用されやすくなるよう対応を行う。

生産性向上技術の活用

BIM、情報共有システム等

BIM^{※1}活用

※1 Building Information Modelling

●BIM活用に係るEIRを適用する設計業務、工事

原則として全ての新営設計業務及び新営工事において、EIR^{※2}を適用。

※2 Employer's Information Requirements（発注者情報要件）

- ・延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務には、指定項目を設定。（具体的な実施内容は、受発注者間協議で決定。）
- ・全ての新営設計業務及び新営工事には、BIM活用を推奨する項目（推奨項目）を設定。
- ・BIM伝達会議において工事受注者に貸与可能な設計BIMデータについて説明、活用する場合には貸与。

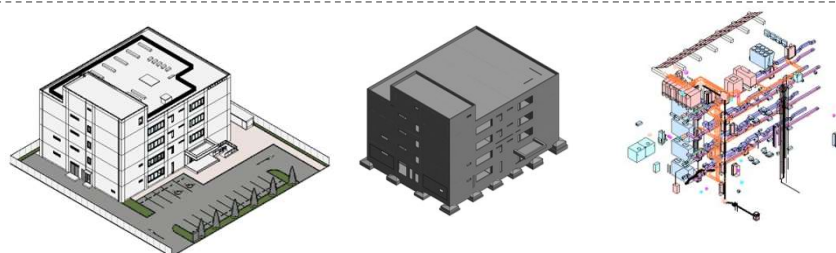
●BIMデータを活用した積算業務（試行）

BIMデータの形状情報や属性情報等から取得した情報に、積算に必要な条件やデータ等を追加して積算数量の算出を行う「BIM連携積算」を試行。

【参考】

官庁営繕事業の設計業務においてBIMデータを作成する場合のBIMデータの入力情報や設定内容の目安となる「営繕BIMモデル」を作成し、データを公開

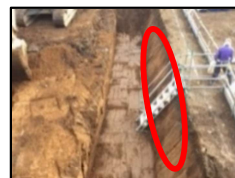
（Revit版：令和6年10月、Archicad版：令和7年9月公開）



【他の取組】 情報共有システムの活用（原則全ての営繕工事で活用）、デジタル工事写真の黒板情報電子化の活用（原則全ての営繕工事で活用）

施工 ICT建築土工※3の試行

※3 ICT土工の省力化施工技術を建築工事の根切り・土工事に活用するもの。



オープンカット法面整形(60° 3D)



つば堀 床付け(3D:2D+深さ)



施工管理

デジタル技術を活用した監督検査 (試行)

建設現場における監督職員の検査にデジタル技術を活用。
従来の目視による確認に代えて、タブレット等で撮影した画像判定で確認。

●デジタル配筋検査



対象物を撮影

検査結果
(判定結果+計測値)

●デジタルガス圧接継手外観検査



対象物を撮影
(撮影ガイド付き)

検査結果
(判定結果+計測値)

【他の取組】建設現場の遠隔臨場 (原則全ての営繕工事で活用)

設計時の配慮

設計業務委託仕様書において、工事現場の生産性向上に配慮する旨を明記

工事の発注時・完成時における評価

総合評価落札方式における評価

入口評価

- S型により発注する新営工事及び改修工事において、生産性向上技術に関する提案を評価。

【入札説明書等で例示している評価対象とする生産性向上技術】

プレキャスト化、プレハブ化、配管等のユニット化、自動化施工※4、BIMの活用、小黑板情報を活用した工事写真アルバムの自動作成

※4 ICT建築土工、墨出しロボット、鉄筋結束ロボット、床コンクリート直均し仕上げロボット、追従運搬ロボット、自律運搬ロボット、溶接ロボット、ケーブル配線用延線ロープ敷設ロボット、天井裏配線作業ロボット、装着型作業支援ロボット等

請負工事成績評価における評価

出口評価

- 全ての営繕工事において、受注者が入札時又は工事中に生産性向上技術に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評価要領に基づき評価。

自動化施工の例



鉄筋結束ロボット



運搬ロボット



装着型作業支援ロボット

- 小規模工事を主な対象とし、**営繕工事における円滑な施工確保のための取組み**を継続的に実施。
(H25年10月以降、順次取組を強化。これらの取組を継続、必要な改善・工夫。)

課題及びご意見等	円滑な施工確保のための取組み	今後の継続的な取組
<p>参加要件が整わない</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術者配置や職人確保が困難 直轄工事の実績がない 年度末に工期が集中 	<p>(1) 適正な参加要件と工期設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要最低限の参加要件(工事实績等)設定(緩和) 適切な等級と地域要件の設定(拡大) 工事成績相互利用型総合評価方式の採用 適正な工期設定と施工時期の平準化 賃上げ実施及びWLB関連認定に対する加点措置 	<ol style="list-style-type: none"> 発注規模の適正化 適正工期の設定 平準化を考慮した発注計画 「営繕積算方式」の普及・周知 適切な設計変更 工事関係図書等の効率化の継続的实施 入札手続きの効率化 発注情報の早期提供 発注者間の連携強化と支援 将来の担い手育成
<p>実勢価格の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 実勢価格と乖離 現場条件等に応じた積算 他工種が多い工事の積算 設計変更の透明性と公平性 	<p>(2) 現場条件や実勢価格を反映した積算(営繕積算方式)</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引実態をふまえた積算 「見積活用方式」の試行 共通費積上げ工夫と工期連動型共通費算定 積算数量の明確化と協議の円滑化 インフレスライド等の確実な対応 	
<p>施工時の負担が大きい</p> <ul style="list-style-type: none"> 条件明示が不足、不明瞭 工事書類が煩雑 改修等における施工手間 潜在リスクの低減 適切な変更協議の実施 	<p>(3) 工事管理の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 分かりやすい施工条件明示 工事関係図書等の効率化 必要な設計変更等の措置 	
<p>応札時の負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 積極的な情報発信と提供の工夫 発注情報のきめ細かい公表 入札時の提出書類簡素化 	<p>(4) 入札時の負担軽減、情報提供の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注予定情報の提供の工夫(HP、RSS、メール配信) 工事内容、施工条件を分かりやすく伝える工夫(公告時に工事概要書の参考配布) 	
<p>地方公共団体等への周知 担い手不足、入職しやすい環境作り</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共建築相談窓口の活用、会議等による情報発信 担い手の中長期的な育成・確保のための取組み 	

■ 企業に求める施工実績要件(例①)

平成23年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。

1. 工事種目 電灯設備(同一工事において、機器及び配線の施工を含むものに限る。)の更新又は新設

■ 配置予定技術者に求める工事経験(例①)

一人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記の要件を満たす工事経験を有すること。

■ 企業に求める施工実績要件(例②) <種目が多岐にわたる場合>

平成23年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。

次の1から3の要件のすべてを満たす建築物1棟の新築または又は増築における機器及び配線の新設工事

1. 延べ面積 3,000㎡以上(増築にあつては増築部分とする。)
2. 階数 3階以上
3. 工事種目 空気調和設備、給水設備

■ 配置予定技術者に求める工事経験(例②)

上記の面積及び階数要件を緩和する。

※ 面積要件を設定する場合は、工事特性を踏まえた必要最低限の要件とする。

留意事項

【企業に求める要件】

- 実績工事は、民間工事、官公庁工事のいずれでも申請が可能。
(評価の優劣はなし。)
- 「(ア)又は(イ)」と明示している場合は、いずれの実績でも可。
- 実績工事の要件として、施工能力評価型で改修の場合は、原則として数値条件を付さない。
(構造・面積等の数値が明示されている場合は、それを下回らないように留意。)
- CORINSで、建物の構造・規模、配置予定技術者の従事実績等が確認できない場合があるため、提出前にCORINSの出力内容を必ず確認。
- 民間工事等を含めCORINSで確認できない場合は、構造・規模、用途、配置予定技術者の契約書の写し及び施工実績や工事経験が確認出来る必要最小限の図面を必ず添付。

【配置技術者に求める要件】

- 配置予定技術者の経験については、「役職(現場代理人、監理技術者等)」は問わない。
(当該工事に従事した担当技術者でよい。)
- 配置予定技術者は、複数名(2人以上)申請することが可能。※ ただし、すべての者が参加要件を満足する必要がある。

後工程（内装工事、設備工事、舗装工事等）にしわ寄せを生じさせないように配慮するなど、各工程の適正な施工期間を確保する。

1 概成工期の設定（工事発注準備段階）

- 新築を対象として、総合試運転調整の期間を確保するため、概成工期※1を設定し、現場説明書等に特記
- 「建築工事適正工期算定プログラム」※2を参考として設定

2 実施工程表の確認（工事施工段階）

○ 監督職員は、実施工程表の承諾に際し、以下の内容を確認

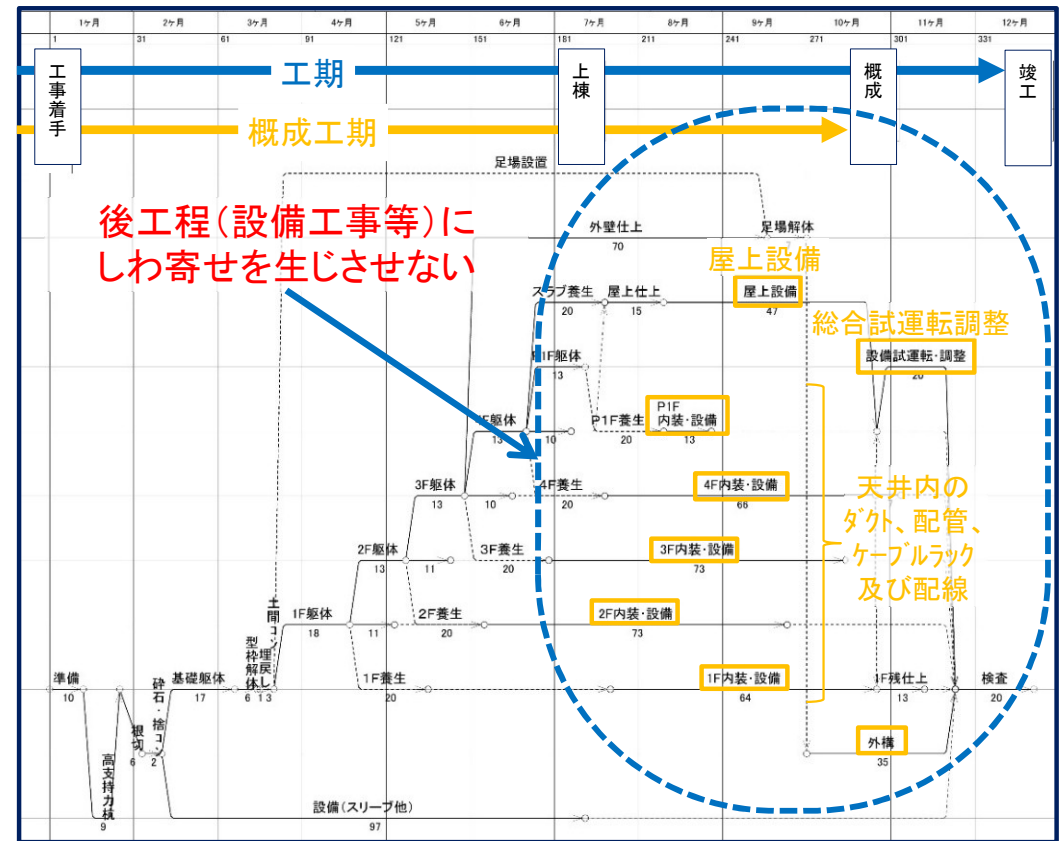
- ① 概成工期が明記されていること※3
- ② 監督する工事の各工程の施工期間が適正に確保されていること
- ③ 別契約の関連工事の施工期間が適正に反映されていること
- ④ 特に、建築工事においては、全体の工程に影響する可能性の高い、次に示す設備工事の施工期間が適正に確保されていること

- ア) 天井内のダクト、配管、ケーブルラック及び配線
- イ) 屋上設備
- ウ) 総合試運転調整

○ 監督職員は、実施工程表が変更された場合の承諾に際しても、必要に応じて、上記の内容を確認

【参考】国土交通省ホームページ

■ 建築工事の工程の例（事務所、RC-4、3,000㎡）



※1 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限。

※2 (一社)日本建設業連合会作成の最新版。

※3 概成工期が設定された工事の場合。

- 「営繕積算方式」は、「公共建築工事積算基準」等と、その運用にかかる各種取組をパッケージ化したもの（官庁営繕事業における積算手法）
- 「適正な予定価格の設定」等の品確法における発注者責務の適切な実施や円滑な施工確保の一層の推進に向け、「営繕積算方式」をわかりやすく解説した『営繕積算方式』活用マニュアルを作成
- 本【概要版】は同マニュアルの要点を掲載
（詳細は『営繕積算方式』活用マニュアルを参照 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html）

『営繕積算方式』活用マニュアル

「公共建築工事積算基準」等

積算基準の体系、工事費の構成、各単価の算定方法、共通費の算定方法

基準の運用にかかる各種取組

- 実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定
最新単価の採用、少量・僅少施工での単価補正、「見積活用方式」、
現場実態を反映した共通費の算定、工期に連動した共通費の算定 等
- 適切な設計変更、適切な数量算出
「入札時積算数量書活用方式」、スライド条項の適切な運用、
営繕工事積算チェックマニュアルの活用 等
- 熱中症対策
- 週休2日の促進

品確法

「適正な利潤の確保」のための「適正な予定価格の設定」等、発注者責務の明確化

円滑施工確保 (不調不落対策)

災害時等の社会経済情勢が大きく変化した際には特に留意が必要

○実勢価格や現場実態を的確に反映するとともに、適切な数量算出及び設計変更など各種取組を実施

【主な課題】(工事費積算関係)

【取組内容・対応策】

○単価が実勢と乖離している場合がある。

例：単価設定時期が古い
工事実態とは異なる条件の単価を適用している

○現場で必要と考えられる費用が見込まれていない場合がある。

例：揚重機や交通誘導警備員等が見込まれていない

●実勢価格や現場実態の的確な反映

- ① 適正な単価の設定（入札日直近の最新の単価の採用、補正市場単価、見積単価の適切な設定）
- ② **少量、僅少施工での単価補正等**
- ③ **「見積活用方式」**
- ④ 適切な施工条件の明示、**現場実態を反映した共通費**
- ⑤ 適切な工期設定、**工期に連動した共通費** 等

品確法(発注者等の責務)
第七条第1項一号
(略)市場における労務及び資材の取引価格、(略)工期等、公共工事の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

○契約後の変更契約の協議が適切に行なわれない可能性がある。

例：積算数量を「参考数量」とした場合、積算数量と設計数量に相違があっても発注者が受注者との協議に応じない場合がある。

●適切な数量算出及び設計変更

- ① **「入札時積算数量書活用方式」**
- ② 設計変更ガイドライン※の適切な運用
- ③ スライド条項の適切な運用 等

品確法(発注者等の責務)
第七条第1項十二号
(略)施工条件を明示するとともに、(略)適切に設計図書の変更及び請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。

○社会情勢の変化等に伴う新たな課題に対応する必要がある。

- 熱中症対策
- 週休2日の促進

品確法(発注者等の責務)
第七条第1項一号
(略)経済社会情勢の変化を勘案し、(略)予定価格を適正に定めること。

- 見積活用方式は、円滑な事業執行を目的に、公共建築工事積算基準類に基づく価格と実勢価格に乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者から提出される見積価格を用いて予定価格を設定する方式

※ 「営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式「見積活用方式」の試行について」(平成26年2月6日付国営計第118号) より

営繕工事における「見積活用方式」の活用

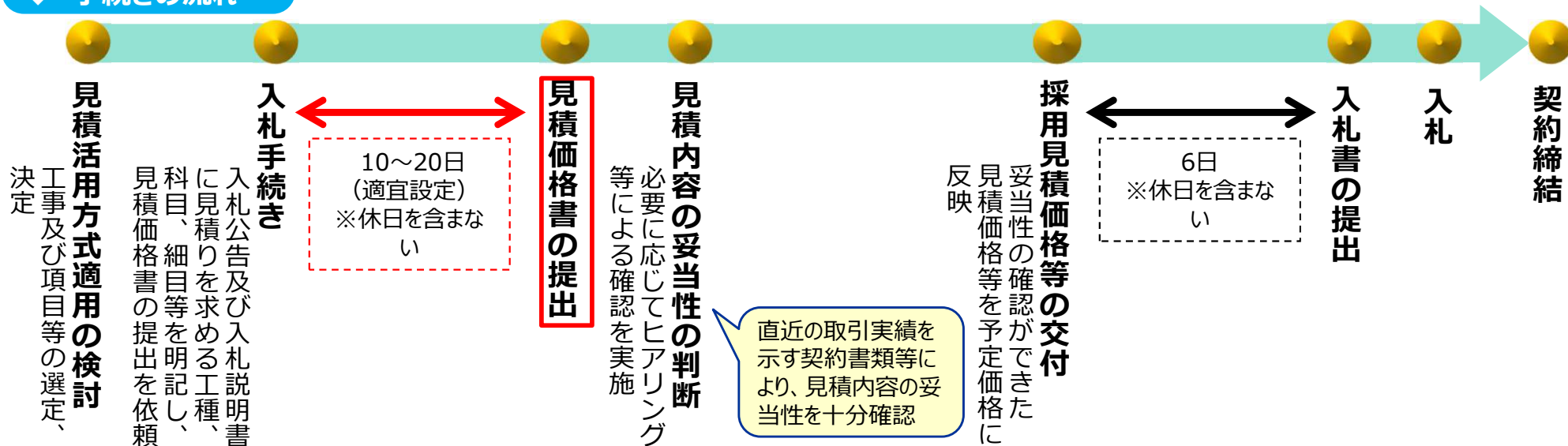
◆ 対象工事

- (1) 公共建築工事積算基準類に基づく価格（以下、「標準積算」）と実勢価格の間において乖離が生じ、不調・不落になった工事
- (2) 過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事、又は標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事（当初発注からも適用可能）

◆ 対象工種

直接工事費のうち、現場条件等から標準積算の材料単価、複合単価、市場単価及び見積単価に乖離がある項目並びに
共通仮設費、現場管理費の積み上げ部分

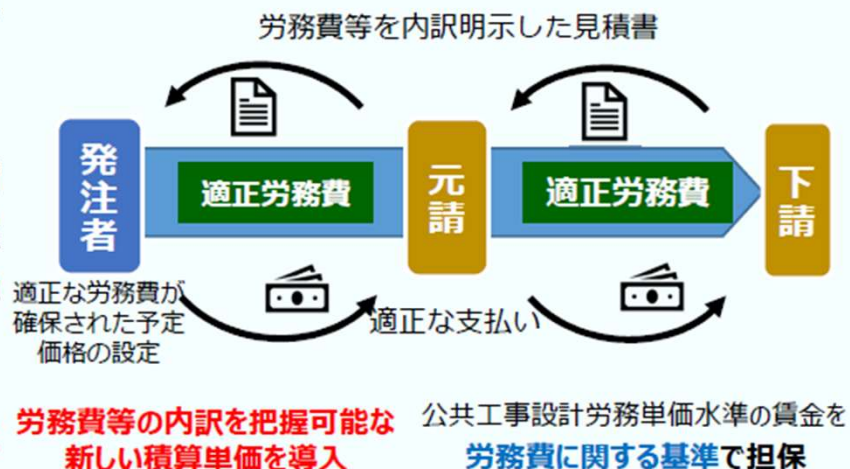
◆ 手続きの流れ



○第三次・担い手3法に基づき、建設工事の請負契約において、適正な水準の労務費（賃金の原資）を確保することを目的とし、中央建設業審議会より「**労務費に関する基準**」が勧告された。（令和7年12月）

○公共工事の発注者には、民間工事が大半を占める建築工事において実勢価格を的確に把握するために導入された市場単価（労務費、材料費、機械器具費、下請経費等が一式となった単価）についても、その内訳把握が求められている。

○複合単価と市場取引の調査結果を組み合わせた新しい積算単価「**単位施工単価**」を導入。**労務費等の内訳が把握可能に。**

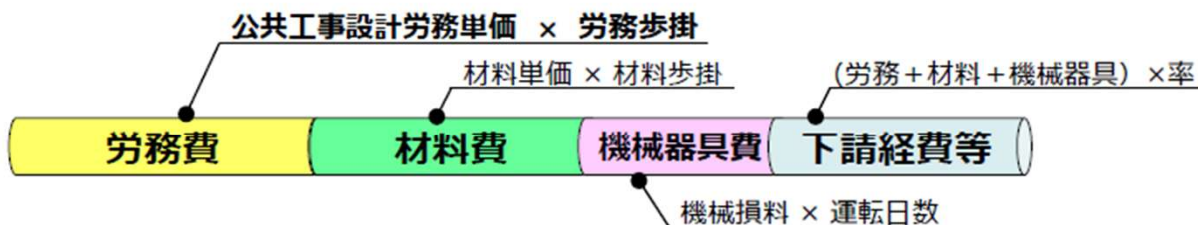


図出典：中央建設業審議会（令和7年12月2日）資料を加工

単位施工単価

○代表的な規格・仕様の単価（ベース単価）

- ・複合単価（単価×歩掛り）の手法により算定。
- ・専門工事業者等の協力を得て、歩掛り調査を実施。



歩掛り調査にはデータの収集分析に時間と労力を要する課題があるため、代表的な規格・仕様を対象に実施。市場取引の調査結果を活用し、さまざまな規格・仕様の単価を整備。

○その他の規格・仕様の単価（シフト単価）

- ・元請業者と下請の専門工事業者間の取引の調査結果を活用し、ベース単価を調整して算定。
- ・その内訳の労務費相当額は、ベース単価の労務比率より算出可能。

公共工事設計労務単価水準の労務費（賃金の原資）が確保されていることが、発注者にとって明確になる

②「単位施工単価」電気設備工事(絶縁ケーブル)

絶縁ケーブル

○細目工種と単価の種別

種別	細目	摘要	単位
シフト単価	600V絶縁ケーブル	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形 (EM-EEF) 二重天井内,二重床内,ピット内及びトラフ内配線 1.6mm-2C	m
シフト単価	600V絶縁ケーブル	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形 (EM-EEF) 二重天井内,二重床内,ピット内及びトラフ内配線 2.0mm-2C	m
シフト単価	600V絶縁ケーブル	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形 (EM-EEF) 二重天井内,二重床内,ピット内及びトラフ内配線 1.6mm-3C	m
ベース単価	600V絶縁ケーブル	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形 (EM-EEF) 二重天井内,二重床内,ピット内及びトラフ内配線 2.0mm-3C	m

○ベース単価の歩掛り

600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形 (EM-EEF) 二重天井内、二重床内、ピット内及びトラフ内配線							
細目	摘要	単位	材 料		電工 [人]	諸経費	備考
			600V絶縁ケーブル [m]	雑材料			
600V絶縁ケーブル	2.0mm-3C	m	1.15	1式 (材料価格×0.03)	0.017	1式	
率を乗ずる歩掛りの区分			労以外		労		

R8.3.11 国土交通省大臣官房官庁営繕部 記者発表資料「公共建築工事積算基準類の改定」より抜粋

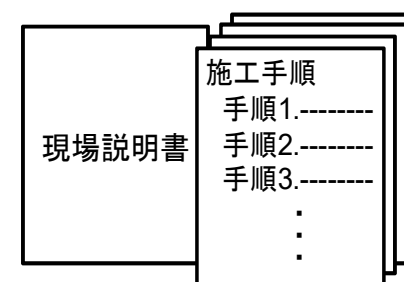
工程に影響を及ぼす「施工手順」を施工条件として明示し、施工時の負担を軽減

工程関係の明示事項

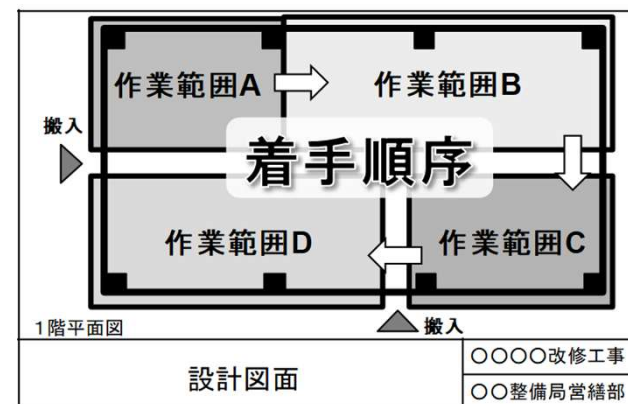
1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期
2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法
3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期
4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容
5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査機関。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設機関
6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等

設計図書へ明示のイメージ

・現場説明書に明示



・設計図面に明示



関東地方整備局のホームページに工事書類様式の電子ファイル(エクセル形式など)と記載例を掲載。

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html

No.	時期	様式番号	書類名	様式	記載例	根拠規定等	備考
1	契約時	-	契約図書(謄本図)	-	-	-	-
2		-	現場説明書	-	-	-	-
3		-	質疑・図面訂正事項書	-	-	-	-
4		-	工事請負契約書	-	-	-	-
5		-	再生資源利用(促進)計画書	-	-	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条及び第13条	建設リサイクル法対象工事の場合のみ提出する。
6		-	変更契約書	-	-	-	-
7	契約時	1	現場代理人等通知書	様式1[Excel:33KB]	記載例1[PDF:74KB]	工事請負契約書第10条	監督職員による確認を受けた後に提出する。
8		1	経歴書	様式1[Excel:33KB]	記載例1[PDF:74KB]	工事請負契約書第10条	監督職員による確認を受けた後に提出する。
9		2	請負代金内訳書	様式2[Excel:30KB]	記載例2[PDF:39KB]	工事請負契約書第3条	監督職員による確認を受けた後に提出する。
10		3	契約工程表	様式3[Excel:35KB]	記載例3[PDF:60KB]	工事請負契約書第3条	監督職員による確認を受けた後に提出する。
11		4	契約工程表(変更)	様式4[Excel:37KB]	記載例4[PDF:115KB]	工事請負契約書第3条	工期変更を伴う場合のみ提出する。 監督職員による確認を受けた後に提出する。
12		5	建設業退職金共済制度の掛金収納書	様式5[Excel:27KB]	記載例5[PDF:59KB]	現場説明書	監督職員による確認を受けた後に提出する。
13		6	火災保険等加入状況	様式6[Excel:26KB]	記載例6[PDF:51KB]	工事請負契約書第50条	監督職員による確認を受けた後に提出する。

【掲載している様式】

現場代理人等通知書

契約工程表

工事進捗状況報告書

事故報告書

など

様式-3 (1) (記載例)

分任支出自任執行為担当官
関東地方整備局○○部課長

平成○○年○○月○○日

○ ○ ○ ○ 殿

住所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
氏名 株式会社 ○ ○ 建設
○ ○ ○ ○ ○ ○ 印

契 約 工 程 表

工 事 名 ○ ○ 庁舎改修工事
契 約 年 月 日 平成○○年○○月○○日
工 期 平成○○年○○月○○日から 平成○○年○○月○○日 まで

種目別名称	月 日	種目別 工事率%	○○月		○○月		○○月		○○月		備考
			10-20	10-30	10-20	10-30	10-20	10-30			
仮設工事	5	5									
掘削工事	5	5									
鉄筋工事	20	20									
コンクリート工事	35	35									
内装工事	15	15									
設備工事	20	20									
計	100	100									

国土交通省は、営繕工事の発注において公共工事の品質確保に関する基本理念にのっとり、関係機関等との協議を調べ、適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するよう、平成26年3月『**営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(以下、26年版ガイドライン)**』を策定した。

- ◇構成・「設計変更ガイドライン」+「工事一時中止ガイドライン」
- ◇内容・設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止における留意事項等
- ◇目的・発注者と受注者双方の責任の明確化、透明性の向上、円滑な事業実施
・発注者と受注者双方が工事の施工に際しての共通認識の形成

品確法の改正（平成26年6月施行）



基本理念の追加（将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手確保等）を実現するために、**発注者の責務が明確化**されたことを受け、業界団体等との意見交換を行い、26年版ガイドラインに必要な**見直しを施し**、平成27年5月『**営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン**』を改定した。（令和2年6月一部改定）

- ◇主な改正点
 - ・指定・任意仮設等の考え方を解りやすく表現
 - ・Q&Aは、ガイドライン本体から切り離し更なる充実を図り、地方公共団体等に対して周知（H27.10月）

- 入札に参加頂く際に最も重要になることが、**競争参加資格要件の確認**になります。
- 公告中の工事については、関東地方整備局営繕部のHPに公告文を掲載するとともに、公告のポイント等を取りまとめた「**入札公告等の概要**」を掲載しています。
- 入札公告等の概要の中に、「**競争参加資格要件の概要**」が記載されています。

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。
本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

■ 関東地方整備局営繕部のホームページに掲載されています。

■ 競争参加資格要件の概要(等級(ランク)、本支店営業所の所在地、企業の施工実績、配置予定技術者の資格、工事経験等)が記載されています。
入札への参加を検討される際の参考資料として下さい。

工事名	〇〇(26)電気設備改修工事	
工事種別	電気設備工事	
工事場所(都県)	東京都	
工事場所(市区町村)	〇〇区〇〇1-2-3	
工事概要	庁舎(既存) RC-3 約3,800m ² 静止型電源設備改修 一式 他	
担当事務所	〇〇営繕事務所	
公告日/期限日/開札日	R8.〇.〇 / R8.〇.〇 / R8.〇.〇	
工期	R9.▽.▽	
入札契約方式/落札方式	一般競争入札(標準型)/総合評価落札方式(施工能力評価型〇型)	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	電気設備工事 〇等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成23年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した下記(ア)の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。 ……
	配置予定技術者の資格、工事経験等	次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を当該工事に専任で配置できること。 ……

- 令和7年6月、建設業団体、都県政令市及び関東地整で「建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について」申し合わせを取り交わしました。
- 地域の守り手である建設業が魅力的で選ばれる産業となり、持続的に発展し地域の安全安心や経済成長を将来にわたって担うことができるよう、官民が連携して取組を推進することとしています。

～主な申し合わせ事項～

- “建設業における魅力ある労働環境を実現する”ための週休2日の推進
- 建設業の魅力・意義(やりがい)の効果的なPRの実施

～“建設業”が地域の安全安心や経済成長を支えていくために～

建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について

地域の守り手である建設業が魅力的で選ばれる産業となり持続的に発展し、地域の安全安心や経済成長を将来にわたって担うことができるよう、担い手の確保に向けて、関東地方整備局、都県・政令市、関東甲信地域の建設業団体が、担い手3法（建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律・公共工事の品質確保の促進に関する法律）の趣旨を踏まえ、連携した取り組みを進めています。

建設業の週休2日の推進、魅力などの効果的なPRについて、関東地方整備局、都県・政令市、建設業団体が連携した取り組み方針を申し合わせました。

令和7年6月6日 第2回 関東甲信地域における建設業の担い手確保に関する意見交換会

建設業の就業者数の状況と労働環境

建設業の就業者数は減少傾向となっている中、交代制勤務などの実施が困難な企業が多く、全産業平均に比べて出勤日数が多く、労働時間が長くなる傾向となっているため、建設業就業者は休日十分に取れていない状況です。

建設業就業者数 (平成9年と令和5年の比較)	建設業の年間労働時間 (令和5年の全産業との比較)	建設工事全体における 週休2日の取得状況
202万人減	62時間長い	3割未滿

総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出
厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成
国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」（令和6年公表）より

意見交換会リーフレット

～民間工事発注者のみなさま～

建設業界の“働き方改革”にご協力をお願いします！

建設業界における担い手不足は深刻な問題です。未来の担い手を確保するために、皆様のご協力をお願いします。

働き方改革のために建設業界と行政が取り組んでいること

① 週休2日の推進 心身の充実により意欲と生産性の向上へ	② 適正な工期の設定 長時間労働の解消、安全性の確保へ
③ 業務効率化・デジタル活用 ICTを取り入れ作業の積極的な省力化	④ 職場環境の改善 休憩所・トイレ、夏場の熱中症対策の徹底
⑤ 人材育成とスキルアップ 取得資格支援、研修によりスキルアップのサポート	⑥ 書類削減、簡素化 書類作成、管理に要する時間・コストを削減

皆様の大切な施設を“つくり”、“まもる”建設業界がこれからの未来もその役割を果たすために必要な取り組みです！

～持続可能な建設産業を目指して～

民間工事発注者向けチラシ

～公共工事発注者のみなさま～

建設業にも「週休2日」を！

働きやすい職場環境づくりを進めましょう

建設業界の担い手確保、継続的な発展のために週休2日、適正な工期設定の推進にご協力をお願いします！

週休2日のメリット

- 働き方改革実現**
適正な労働時間確保により計画的な業務遂行へ
- 人材確保・定着**
働きやすい職場により魅力ある業界に定着
- 品質・安全性の向上**
適正な労働時間は集中力、作業要領の効率化へ

関東地方整備局、都県・政令市、建設業界団体に連携し、

- 建設業が魅力的で選ばれる産業となること
- 将来にわたって持続的に発展すること
- 地域の安全安心を将来にわたって継続的に確保すること

の実現に向けた担い手確保の取組を推進しています。

公共工事発注者向けチラシ

令和8年度 総会基調講演に向けた質問・要望集約

1. 低入札価格調査の対象範囲と算定基準の明確化

A) 調査対象項目の特定について

内訳書が項目別(材料費・労務費・安全衛生費等)に改正されたことに伴い、低入札価格調査において「どの費目までが重点的な調査対象となるのか」を伺いたい。

B) 算定基準の提示について

法定福利費、建退共掛金、安全衛生費など、適正な支払いが強く求められる各費目について、失格判断や調査対象となる「具体的な算定基準(ボーダーライン)」を事前に提示いただくことは可能でしょうか。

2. 積算体系の抜本的な改善と簡素化

A) 「材工分離方式」への移行検討について

明示項目の増加により、現行の複合単価方式では事務負担が限界に達しています。作業の効率化と将来の積算ソフト対応を見据え、材工分離方式への変更を強く要望します。

B) 電気設備工事の特性を反映した基準策定について

土木主導のルールではなく、多種多様な資材や新材料(アルミケーブル等)を用いる電気工事の実態に即した基準改正と、資材掛け率の標準化を求めます。

3. 適正な請負代金の確保(ダンピング対策)

A) 最低制限価格制度の導入と指導

長野県内でも落札率 60~70%台の低価格落札が散見されます。入契法に準じた「適正な請負代金」を確保するため、最低制限価格制度の原則導入と、地方公共団体への強力な指導を求めます。

B) 専門工事の分離発注の徹底について

大規模案件の包含発注は、技術者専任制度の形骸化を招きます。適正な施工品質確保のため、分離発注の徹底を要望します。

4. 法改正に伴う実務運用の疑問点

A) 安全衛生経費等の開示と監査について

共通費に内包される安全費の「標準的な金額」の算出根拠を開示いただきたい。また、しゅん工検査や会計監査において、実費との整合性をどこまで厳格に求められるのか(確認費目としての位置づけ)を伺いたい。

B) 建退共掛金等の内訳書記載と、施工実態の乖離(かいり)について

入札時点では『対象労働者なし』と判断して内訳書に計上しなかった場合でも、着工後に下請構成の変更等で対象労働者が生じることがあります。このように当初の記載と実態が異なった場合、何らかの罰則(指名停止等)の対象となるのか、あるいは実務上どのように修正・対応すべきかをご教示いただきたい。

5. 設計品質の向上と人材確保

A) 電気設計業務の分離発注について

設計図書の精度不足が現場の負担増(担い手不足)に直結しています。設計品質向上のため、資格要件を設けた設計業務の分離発注を提言します。

以上